

第九十一回 参議院文教委員会會議録第七号

昭和五十五年四月十日(木曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動

四月九日

降任

佐藤 敬雄君

田淵 哲也君

有田 一寿君

補欠選任

土屋 義彦君

小巻 敏雄君

木島 則夫君

前島英三郎君

四月十日

辞任

土屋 義彦君

塩見 俊二君

望月 邦夫君

松前 達郎君

安永 英雄君

粕谷 照美君

小巻 敏雄君

補欠選任

堀江 正夫君

岩崎 純三君

中西 一郎君

坂倉 藤吾君

広田 幸一君

吉田 正雄君

佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大島 友治君

高橋 誉富君

前田 勲男君

勝又 武一君

小巻 敏雄君

岩崎 純三君

山東 昭子君

内藤善三郎君

中西 一郎君

藤井 丙午君

堀江 正夫君

吉田 実君

国務大臣

政府委員

文部大臣

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

文部省社会教育

局長

文部省体育局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

文部省管理局長

坂倉 藤吾君

広田 幸一君

松前 達郎君

吉田 正雄君

柏原 ヤス君

佐藤 昭夫君

木島 則夫君

前島英三郎君

谷垣 專一君

宮地 貫一君

諸澤 正道君

望月哲太郎君

柳川 覺治君

三角 哲生君

加藤 栄一君

渡辺 修君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

安養寺重夫君

滝澤 幸一君

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨九日、降矢敬雄君、田淵哲也君、有田一寿君及び佐藤昭夫君が委員を辞任され、その補欠として土屋義彦君、木島則夫君、前島英三郎君及び小巻敏雄君が選任されました。

また、本日、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として堀江正夫君が選任されました。

○委員長(大島友治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、ただいまから補欠選任を行いたいと思っております。

理事の選任については、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に小巻敏雄君を指名いたします。

○委員長(大島友治君) オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、両参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しいところ本委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。委員からの質疑には忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

○勝又武一君 八日の日に文部大臣からこの法律案についての提案理由の説明がございました。このことについてまずお伺いをいたします。

「しかるに」というところがございますね。「しかるに」、近年の社会構造の急激な変化に伴い、青少年の学習要求は多様化、高度化し、これに対応してオリンピック記念青少年総合センターにおける青少年のための研修機能を一層充実強化することが必要とされるようになりました。このくだりですが、この近年という、これは一体いつごろのことを言っているんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

まあ近年というのはいつごろかという御質問でございますが、私どもも社会教育を考えていく際に、やはりそれぞれの国民の自発的な学習意欲を受けとめる施策を講じていくという観点から、今日までその振興充実に努めてまいってきておるわけでございますが、御承知のように都市化の進展であるとか、科学技術の振興であるとか、あるいは国際化であるとか、あるいは情報の非常な発達であるとか、あるいはその他家族をめぐむいろいろな問題もいろいろ変化をいたしております。そういうことで、文部省といたしましては、社会教育審議会に急激な社会構造の変化に伴う社会教育のあり方につきまして諮問を申し上げたわけでございます。

○勝又武一君 いや、近年というのはいつごろのことかと聞いているんですよ。

○政府委員(望月哲太郎君) それでは、それが御審議をいただいた結果、御答申をいただきましたのが四十六年でございまして、したがって私どもはそのころから新しい時代を見ながら社会教育の将来を考えていきたいと、このように考えておるわけでございまして、近年というのはここ十年ぐらい前から、今後の将来の変化を見通していくという気持ちで、社会教育というものに

ついで、今後のあり方を考えてきていたということとでございます。

○勝又武一君 青少年の学習要求が多様化し、高度化したと、こう言っているのですが、これは具体的にどのような実例で、どういうように把握をされているんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

一つは、青少年の生活の中で余暇が増大をしてまいっております。これは職場における仕事のあり方の変化、これは三次産業その他がふえてまいっておりますが、そういう変化。

それから、最近青少年の経済的な状況も、戦後の厳しかったころに比しますと、ずいぶん改善もされてきております。そういうことで、やはり青少年が非常に何かをしたい、あるいはいろいろなことに関心を持つようになってきておるといことが一つございます。

それから、情報化の発達によりまして、いろいろな情報が提供されることによりまして、青少年の関心というものが非常に刺激をされてきて、いろいろなことに興味を持つようになってきておる。

それから、国際化の進展によりまして、やはり単に国内のことだけではなくて、いろいろ諸外国のこと等についても見聞を広めたい、あるいはいろいろ勉強したい、そういうふうなことから、青少年の学習意欲というものが非常に多様化しております。それは趣味その他大変このころは幅広く変化をしてきているということでございまして、そういう青少年の変化というものを多様化ということと受けておるわけでございます。同時に高度化といえますと、これは御承知のように進学率も最近高等学校へ九十数%、大学へ三十数%行くというふうな、学歴が高くなることによつて、当然に青少年の学習に対する関心というものが高いものになってくる。

それからもう一つは、情報化の中で、やはりいろいろな学習情報が提供されますので、そういうものを踏まえた上で、もっと専門的なものを、もっ

と高いものを勉強したいという、そういう気持ちで非常に出てきておること等がございまして、私どももいたしましては、オリンピック記念青少年総合センターを、今後そういうことに対応できるような、総合的な、しかも高度なそういう青少年の学習意欲も受けとめられるような施設として整備をしてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○勝又武一君 そうしますと、そういう状況の変化に対応してというわけですね。そうすると、国立青年の家とか、少年自然の家とか、現在あるそういうものについて、文部省が言う状況の変化に対応してやるとおっしゃるなら、そういうところはどういうように研修機能を対応されようと、いま事実なっているのかどうなのか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げましたように、最近都市化の進展、あるいは家族をめぐっているいろいろな状況の変化等もございまして、私どももいたしましては、国立青年の家、あるいは少年自然の家は、むしろいま青年に欠けているもの、むしろこれからいろいろ体験してもらいたいものというものを、団体活動並びに自然の中の活発な活動というところでとらえていき、そういう機会を青少年のために与えたいということで、まず国立青年の家、あるいは少年自然の家を、青少年の団体宿泊訓練の場として考えたわけでございまして、これらにつきましては、あるそういう特別な目的を持つ機関として、これからは運営をし、充実をしていきたいと思っておりますが、こちらのオリンピックセンターにつきましては、むしろ日常生活圏での青少年の学習意欲、関心をどのように受けとめていくかということも、立地条件その他から一つの大きなねらいになるわけでございまして、私どももいたしましては、先ほど申しました国立青年の家、少年自然の家とは別な観点で、むしろ生活圏の中での青少年のための教育施設というものを今後整備し充実していくことが、青少年の教育

のためにも一つの大きな今後の課題であるというふうに理解をいたしまして、むしろこちらはそういう観点から、先ほど申し上げましたような青少年の関心なり、学習意欲にこたえるようなものとして整備をしていき、このセンターの運営が同時に日常生活圏における各地方におきますところの青少年教育施設の充実のための参考になることを期待をしながら、今後の運営に当たっていききたいと、このように考えておる次第でございます。

○勝又武一君 大臣にお聞きしますけれども、どうもいまの説明では私は合点がいかないわけなんです。というのは、やっぱり教育というのは、これはもう釈迦に説法ですが、文部省が常に、余りにも近視眼的になつてはいけないうと、短期的な見方をしちゃいけないというの、文部省自身がよくおっしゃっていることなんですよ。ですから、やっぱりこういう何かわすれかた十年ぐらゐの急激な変化、あるいは多様化とか、高度化ということだけでなくて、もっと本質的な、もっと長期の展望に立った社会教育なり、青少年教育という観点でこそ考えるべきだというふうに私は思うんですけれども、大臣の御見解はいかがでしょう。

○國務大臣(谷垣重一君) 先ほど近年という言葉でどう考えるんだということ、これはまあ何と申しますか、非常に漠然とした意味もありますけれども、しかし、やはり高度成長にずっと伴いまして、いろいろな社会環境、生活環境が変わつておることは、これは否定できないことでございまして、もちろん、高度成長の出発を昭和三十五年とすれば、すぐにそういう状況が出てくるものではございせん、一定の年限の後にいろいろな影響が出てまいりますことだと思います。その点はもう繰り返して申すまでもなく、いろいろな状況の変化が、しかも急速に出始めますと、急速に出てまいりまして、それが今日の社会教育、青少年教育の上に非常に大きな問題を出して、これの対応を急がれておると、こういうことだと私は考えておるわけでありまして、先ほど先生から御指摘がございましたように、確かに青年の家、あるいは国

立の少年の家というふうなものを、文部省はつくつておられますが、これは先ほど来お話がおりますように、自然の中で宿泊をして共同生活をすることの意義を強く私たちは考えておるわけでありまして、もちろん中央青年の家で全国的な研修その他ができないわけじゃありませんし、いままでもやつてきておるわけでございまして、しかし何と申しまして、東京のあいう中心に位置しております今度のセンターの役割りは、これはやはり私は大分違った面、いままで十分に行っていない分野を充てんをする役割りがあると思っております。まあいわば中心であります大都会の中における青年の研修施設という意味が、青年の家等とは違った意味があると思ひます。

それからもう一つ、こうだんだんと国立の社会教育施設、青年の家等やつてまいります。また地方の県におきまして、公立のそういう施設がふえてまいりますと、いわば研修に当たつてもらつておる方々自体、あるいは各種青少年のいわばリーダーの諸君の全国的な一つの研修の場を持ちたい、あるいは情報の交換をしたり、中心地を持ちたいという気持ちが出てくるのは当然でありますし、文部省もそれは当然考えなければならぬい、こういうことだと私は思っております。

そういう諸点が、たまたまと言つちや語弊がございまして、オリンピックの施設を引き継いでまいりました特殊法人としてのいままでの組織、こういうものを新しいそういう分野にも活用していく場合にどうしたらいいか、いろいろ議論が出てきたわけでありまして、その際行政機構の改革等の問題がございまして、特殊法人に対する検討がだんだん出てまいりまして、そういうことをにらみ合はしまして、いま申しますようなことをお願いをいたしておると、こういうことでござい

○勝又武一君 オリンピックセンターを特殊法人として設立した際の趣旨は何だったんでしょか。主なことだけをごく簡単に言っていただけ

○政府委員(望月哲太郎君) 当時は、先生御承知のように、いまの施設は東京オリンピック大会の選手村の跡でございまして、オリンピックというものが、青少年の育成のために持つ役割りというものは、非常に大きなものがございますし、また、国際的な交流という観点からも、青少年のいろいろなことを考える上に重要な意味を持つというところで、あそこの宿泊施設をうまく活用しながら、青少年の健全な育成を図るための活動をしていくということに主眼があったと思います。

○勝又武一君 この特殊法人としてのオリンピックセンターが果たしてきた歴史的な役割りというのが私はあると思うんですが、その点をどのように評価をされていらっしゃいますか。文部省と、理事長にもちよつとその点お聞きしたいんです。

○政府委員(望月哲太郎君) センターが四十年に事業を開始いたしましたから、非常に多数の青少年があつた施設を身近な施設として活用してきておるわけでございまして、そういう意味におきまして、オリンピック選手村の跡の施設を管理運営しながら、青少年のための各種の研修が行われ、また場所柄大変青少年に親しまれてきたと私は思っております。

○参考人(安養寺重夫君) 昭和四十年に特殊法人として成立したわけでございまして、自來、先輩並びに現在おられます職員一同で、法律の趣旨に従いまして、青少年のいわば健全育成に資するということ、まあ主として現状に即して申しますと、施設管理ということに重点を置いてお仕事をさしていただいていたわけでございまして、いまでは年間これ百万人に近い御利用をいただくと、このような状況でございまして、その点につきましては、われわれそれなりに努力をさしていただいております。

○勝又武一君 今回この法律が通りますと、国立センターとなり、国の直営、いわゆる文部省の直轄という形になると思いますが、いま歴史的な評価をそれぞれ文部省、理事長からもお聞きしま

したように、百万に及ぶ青少年の教育等に果たしている役割りの大きさを思いますと、これはやはり当然設立の趣旨が今後の運営の中に十分生かされてしかるべきだというふうに私は思いますが、いかがでございませうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先生御指摘のとおり、私も特殊法人としてオリンピック記念青少年総合センターが施設を十分管理運営しながら、青少年の健全育成のために果たしてきた役割りというものは今後十分継承し、さらに国立になりますことを契機に、私も一層その機能が青少年の健全育成のために、より適切に発揮することができるようならぬ努力をしております。このように考えております。

○勝又武一君 教育基本法の第七条の一項、これはどう書いてあるでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 教育基本法第七条の一項は「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」

○勝又武一君 恐縮ですが、十条の一項は何と書いてあるでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 十条の一項は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負って行われるべきものである。」

○勝又武一君 社会教育法の第一条は、これも恐縮ですが何と書いてあります。

○政府委員(望月哲太郎君) 社会教育法第一条は、「この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」

○勝又武一君 第三条は何と書いてあるでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 第三条は、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の複製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。」

○勝又武一君 いまの教育基本法の第七条、十條、社会教育法の第一条、第三条、これは、私は、このセンターが国立移管後におきまして、当然これらに準拠し、尊重して運営されてしかるべきだというように思っています。国立になったから文部省が思うままにやっていると、新たに任命される所長が独善的にやっていると、こういうことは相ならぬと思いますが、この点はいかがです。

○政府委員(望月哲太郎君) 当然先生のおっしゃるとおりでございまして、提案理由の二つ目に「特殊法人の整理合理化の要請にこたえるため」とあります。これはそのとおりです。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

オリンピックセンター、特殊法人のセンターが今後どういうふうになっていくべきかということについては、その整理合理化ということが一つの要素になっております。

○勝又武一君 そうしますと、行政管理局にお聞きしますけれども、この特殊法人の整理合理化の基準というものがあつたと思うんですけれども、それは何だったんでしょうか。

○説明員(渡辺修君) 特殊法人の整理合理化につきましては、各方面から御意見も出ております。私も現に政府といたしまして、昭和四十二年、さらには五十年、五十二年、そして昨年末それぞれ具体的な整理合理化の措置というものを、閣議了解なり、閣議決定しているわけでございまして、具体的なものはその個々の法人ごとに検討をして結論を出していく、こういうことでございまして、もちろんその際に臨時行政調査会ですとか、行政監理委員会ですとかから指示いただいております。いろいろな基準は常に念頭に置いて検討をする、こういうことで来ております。

○勝又武一君 このセンターの場合の基準は何だったんですか。

○説明員(渡辺修君) 行政改革の目的というものを一口で申しますれば、絶えず変動します社会経済情勢の推移に即応した、かつ、できるだけ簡素で合理的な行政体制と申しますか、こういうものをつくり上げようということでございます。この特殊法人オリンピックセンターの直轄化につきましても、その面からこの趣旨に沿うてはいないか、こう考えているわけでございまして、具体的にはいままでの文部省の方からお話がございます。新しい時代の要請にこたえる、このためには施設管理を中心にした特殊法人形態よりは、直轄化の方がよりやりやすいのではないかと、この点がございまして、それから簡素合理化の趣旨からい

たしまして、まずは役員組織の解消が図れるということもございまして、さらには、具体的に予算をどう削減したか、御理解願いますかと思ひますが、従前と同じ七十八人の職員で、しかもその業務処理方法等を改善することによって、新しく取り扱おうとされたさまざまな研修機能の強化ですとか、あるいは各種施設、団体との連携ですとか、調査研究ですとか、こういった新しい業務にも対応できる体制がとれると思っております。さらには、七十八人の国家公務員としての定員措置をするに当たりまして、文部省の既定定員の合理的再配置というところもよく文部省と御相談をして措置をしたということもございまして、時代の要請にこたえつつ、簡素合理化を図るという趣旨に沿って措置がなされた、こう考えているわけでございまして。

○勝又武一君 このオリンピック法案はもう長い議論ですから、私も衆議院、参議院の委員会質疑を全部勉強しました。だけれども、わからないのはここなんです。文部省はいくつ二つ二つと申して、行政管理局も二つの側面だと言っているところ、おっしゃっている一つの側面の方は、整理じゃないんでしょう。新しい時代の要請にこたえるという場合には、むしろ拡大する方が多いんじゃないか、自己矛盾を起してしま

んか。あなたの方のさっきからの、局長のお話を聞いたって、みんな拡大でしょう。拡大しなかったら新しい時代に即応していけないでしょう。だから、私が聞いているのは、この二つ目の特殊法人の整理合理化の要請ということは、経費節減のほかに何かあるんですか。新しい時代の要請にこれという方はむしろ拡大する方でしょう。この経費節減ということが当然の目的だったと思うんですけれども、そうじゃないんですか、行管庁は。

○説明員（渡辺修君） ただいま申し上げましたように、そういう面も含んでいるわけでございます。

○勝又武一君 そうしますと、もう一つの側面というのは、新しい時代に即応して、オリンピックセンターをもっと充実するとか、いろんなことをおっしゃっている、後でお聞きしますけれども。片一方の方は経費節減だとか、こう非常にうまく二つ何かくっつけたようなことをおっしゃっているの、議論がいつも堂々めぐりをしているから。だから、私は、行政費節減という観点から考えますと、ここだけ一つ一点に絞って考えると、オリンピックセンターよりは、もっともっと優先すべき、そういう目的から言ったら、あなたの方が言うよりも効率的な、効果の上がる、行政経費の節減できるところがもっとたくさんあったんじゃないんですか。この点いかがですか。これは行管庁から。

○説明員（渡辺修君） 行政の簡素合理化は、不順に私も努力していくべきものだと思っております。このオリセンの直轄化問題以外にも常に幅広く見直しをして、最近で言えば昨年末にまた新たな行政改革計画というものをつくったわけでございまして、今後ともそうでなければならぬと考えているところでございます。

○勝又武一君 行政管理局が特殊法人の整理合理化を検討されたのは幾つございましょうか。

○説明員（渡辺修君） 昨年末に閣議決定いたしました昭和五十五年行政改革の中での特殊法人関係

で申しますと、統廃合計画によって縮減されます特殊法人の数は、この本オリンピックセンターを含めまして十八法人でございます。

○勝又武一君 その結果はどうなりましたか。

○説明員（渡辺修君） どの特殊法人を廃止する、整理する、あるいはどこどこを統合するという統廃合の区分と、それからそれぞれそれを実行するかということを閣議決定にいずれも含めておりますけれども、当面昭和五十五年、今年度に統廃合を実施しようとしているものは四つでございます。その後五十六年度には七つ、五十七年度に二つ、五十八、五十九それぞれ一つでございます。それから一年飛んで六十一年度に一つ、そして時期を明示していませんものが一つと、それにこのオリンピックセンターを含めまして十八ということになっております。

五十五年度に整理をするものにつきましては、それぞれ所要の法律案を用意いたしまして、国会に御提出申し上げていくところでございます。

○勝又武一君 時間がありませんので、また別の機会にこの問題をお聞きしたいと思いますが、とにかく私はここ一つ見ましても、大変優先順序も狂っているんじゃないかということだけを指摘をしておきます。

もう一つ行政管理局にお聞きしたい点は、文部省に国立青年の家とか、少年自然の家とか、青少年センターとかあります。今度労働省の方を見ますと、やっぱり労働青少年センター、勤労者福祉センター、いろいろあるわけですね。その他のところを見ても、このような種類のものがたくさんあると思うんです。各官庁にやっぱり張りつめた傾向があると思う。目的や形態が違っても、それが大義名分になっているわけですね。私はこれはたまたま一つの例にすぎないと思っております。細部にわたって検討してみますと、同じような行政的な名目だというのは私は大変多いと思うんです。

よ。そして、やっぱりそれぞれに補助金が出ている、補助金の整理というのはいまの一番大きな政治課題になってきている。私も昨年大蔵委員会で

ずいぶんこのことを追及いたしましたけれども、そういう意味で、この行政整理も、補助金の整理もかけ声だけに終わっている現状を、やっぱり私は行政管理局としては、こういう他の諸官庁にわたっている同じような目的や、形態にあるようなものを、こういうものについてこそ行管庁として目を付けて、さっきから出ている整理合理化をやるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○説明員（渡辺修君） 一般論といたしましては補助金の整理合理化は、実は直接的には財政当局の所管しておられる問題だろうと思いますが、しかし、私も行政管理局にも行政監察というものがございまして、しかるべき調査をして、その補助金の整理合理化に際して役立てていただくというようなこともやっておりますし、行政改革計画を取りまとめるという仕事もしております点から申しますれば、当然先生おっしゃいますように、補助金の整理合理化はいよいよ努力していかなければならないことだろうと思っております。

具体的にいま先生御指摘の勤労青少年ホームと、文部省所管の青年の家との関連につきましては、労働省の方のホームは、大企業のように厚生福利施設を十分持たない、中小企業で働く青少年のための福利厚生施設としての性格が強いのではないかと。一方文部省の方は、当然のことながら、基本的に教育施設でございまして、趣旨が違わないかと、こんなふうに思っておりますけれども、一般論は前段に申し上げたとおりでございます。

○勝又武一君 それでは、具体的な行政改革問題について、これから文部省、それから理事長、そして政務協理、それぞれお伺いをしたいと思います。

まず政府が五十二年ですか、昭和暦で申しますと五十二年十二月二十三日にオリンピック記念青少年総合センターを廃止をして、文部省直轄の社会教育施設とすることを決定した。この日は間違いのないと思いますが、この閣議の決定以前に、文部省としてのいわゆる直轄化の方針を決定した

のはいつですか。

○政府委員（望月哲太郎君） お答え申し上げます。

オリンピック記念青少年総合センターにつきましては、昭和五十年の十二月三十一日の閣議了解におきまして、オリンピック記念青少年総合センターについては、昭和五十一年度中に国立競技場の統合の可否を含め、そのあり方を検討するということに相なりまして、そしてその後いろいろと検討を進め、また経緯もございまして、五十二年の三月三十一日に、自由民主党行財政調査会の中間報告で、オリンピック記念青少年総合センターについては昭和五十三年度中にこれを廃止し、文部省直轄の社会教育施設とすることとするということが報告されて、この時点におきまして、文部省としてはオリンピック記念青少年総合センターを国立競技場と統合するよりは、むしろ直轄の施設として、さらに時代の要請に即応した新しい機能を付与し、かつ特殊法人の整理合理化に寄与するという観点で、その方が適当であるという判断を一応いたしたわけでございまして、その後いろいろな検討を進めまして、五十二年の十二月二十三日の閣議決定と相なったわけでございまして、閣議決定の段階におきまして、正式に政府としての、文部省としての意思を決定したことに相なるわけでございます。

○勝又武一君 この閣議の決定を受けまして、八月八日ですか、文部省がセンターを体育局体育課所管から、社会教育局青少年教育課に移管をしておりますね。この措置はどういう目的でやられたんですか。

○政府委員（望月哲太郎君） 社会教育局に体育局から特殊法人オリンピック記念青少年総合センターの所管が移されたのが五十二年の四月十八日でございます。先ほど申し上げました自由民主党の行財政調査会の中間報告が五十二年三月三十一日で、その後におきまして、このような措置をいたしまして、オリンピック記念青少年総合センターを、青少年教育施設として整備を図って

○勝又武一君　理事長にお伺いいたしますけれども、常々センターの理事長は、団体交渉の中でも問題が生じたら労使交渉で解決をしたいと再三おっしゃっているわけですね。これは交渉の議事録にもちゃんと載っていますね。他の法人との統合または廃止という問題は、きわめて重要な問題ではないんでしょうか。当時理事長が理事長であつたかどうかはつまびらかに私は存じておりませんが、けれども、当然現理事長として、当時、いま御指摘があつたように、局長もやっていたら、いふに言ひ、政労協の議長も大変な不満を持ったと言ふんですけれども、この間の大変重大な問題を、しかも約束を破つて一度も相談をしなかつたと、この点についてはどういう反省を持っていたら

会合が行われたわけでございます。その結果、評議員なり、利用団体の代表の方々が十数名検討の委員会をおつくりになりました、まとめられたものがございまして、五十一年の五月にはそのまゝまったものを評議員会で、大麥結構な作業のなりばえであると、したがって、これは理事長もそうであるが、関係方面にも、このような方向でいろいろ趣旨をくんで今後のあり方を処していただきたいというようなことがあったわけでございまして。いろいろそれまでのセンターの仕事ぶりなり、内外における意見、評価、批判というものをよく取りまして、現在言われておるような将来に向けての対応策が書き連ねてあるわけでございまして、施設の管理法人というような形でなしに、

○参考人(安養寺重夫君)　ただいまくどくど申し上げましたのがそのくだりでございます、五十

このオリンピックセンターの扱いにつきま
しては、競技場と統合するかどうかというこ
とが大変シビアな問題でございまして、結
局非常に時間的にぎりぎりなところで、直
轄にするという最終

的な結論が自民党の行財政調査会でも決定されたような状況でございまして、時間的なこともあつて連絡が行かなかつた点も、事情としてはあるうかと思ひますが、やはり事前の連絡が不十分なゆえに、無用な誤解とか、行き違いが出るということとはやはり適当なことではないと、このように考えております。

○勝又武一君 政務協議長にお伺いしますが、私といま現理事長とのやりとり、それから局長との話をお聞きになつていて、当時のことを滝澤議長よく御存じでしょうから、一体事実どうだったのか、あなたがどんなにお感じになつたのかお述べただけませんか。

○参考人(滝澤幸一君) お答えします。

先ほどちょっと触れましたけれど、いろんなうわさが飛び交ひまして、大げさに言いますと、職員は仕事に手がつかぬという状態が続いたわけでありました。当然のように、組合側としてこの事態の説明を求めていくわけでありましたが、要領を得た説明がいただけないわけです。理事長としては、このまま特殊法人でいきたいという希望を述べられたり、あるいは日がたちますと、国立競技場との統合という問題も考えなきゃいけないという話に戻つてみたり、そして、突如としてこの経過にありますように、文部省直轄化という話が来るわけです。ですから、職員の気持ちとしては、だれを信用していいかわからないという状況にあつたと思ひます。ことに私はこの際強調したいことは、やはり職員として賃上げも大事でありますし、いろんな労働条件の改善も大事でありますけれど、自分の職場がこれから一体どうなるかということに対して一番の関心を持つてゐると思ひます。そういうことがありまして、私も同じくは、転ばぬ先の杖として、そういう職場の統廃合とか、機構の大きな改革については、あらかじめ協議をしてほしいという点で、当時の理事長との間にはつきりと、合理化に関する事前協議制というものを確認しているわけなんです。当然のように、使用者の責務として、理事長の責務と

して、事の次第について、やはり組合員に説明をしてしかるべきだと、いまでも私は、その当時の理事者の態度に対して強い不満を持つてゐるということでもあります。

いまお話を聞いておられますと、その間の事情について、多少浮き彫りにされてきていますが、われわれとしてはそういう点で、今日なお文部省並びに理事者側のとられた態度に対して、強い不満を重ねて持つてゐるということを、この際述べさせていただきます。

○勝又武一君 大臣にお伺いしますが、もちろん大臣、そのとき担当の大臣でないわけですから、現大臣としての御感想になると思ひますけれど、私はやっぱりこの問題非常に重要だと思つてんです。やっぱりそれはいまいらっしゃる人が、この法律が仮に通過した後、大部分の人が残つて同じ仕事をやっていらっしゃるわけですから、これは現大臣としても十分お考えいただきたい点ですが、いまの現理事長、現局長、皆その当時の人じゃないですけど、滝澤議長は当時の議長ですよ、こういふことをお聞きになつて、私とのやりとりを聞きながら、大臣として、やっぱりそういう点について反省される点はいかがですか。

○国務大臣(谷垣重一君) 私も大変残念なことに、その当時の担当をいたしておりませんので、詳しいことわかりませんが、一般論で申しますと、まあ言つてみますと、国の行政改革というように形が決まりますものですね、これは決まるまでにいろんな経過があるだろうと思ひます。その間にどういふような各方面の意見を聞いてそれをやるかという問題が一つございますけれど、やはりこういう非常に、言つてみますと、高度の判断をしなければならぬこれは一つの案件だつたと思ひます。その判定がこういう閣議決定の形で決まつたわけでございますので、その結論が出来ますまでに、いろんな各方面の意見を聞く中で、適当な配慮がひとつされるべきだろうと思ひます。

いま聞いておられますと、そういう点について十分であつたか、まだ配慮の足りないところがあつたのか、そこらところがいま議論になつておるところだと思ひますけれども、事の案件によりまして、これは配慮していくべき点があるだろうと、こういうふうに思ひます。

○勝又武一君 私は、いまの大臣の、こういう場合にきつめて微妙な点もあるけれど、各方面の意見を十分聞くという、そういう趣旨で了解をいたします。当然その各方面の意見を聞くという場合に、この場合には最も当事者であるオリンピックセンターの組合の皆さんの意見を聞くというものは、私は至極当然だと、こういうふうに考えるからであります。

そこで、次にこの法案は三回廃案になつておりますね。そうしますと、たとえば五十四年度予算の執行はどうだったんですか。廃案になつたときに凍結されたと考えているんですけれど、この一年間はどのような予算でセンターを運営されたんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 私から国の予算の執行のことについて申し上げます。

これは直轄の予算として計上されましたので、これは執行できませんでした。それで補助金というものが当時計上されておりましたので、いわばセンターの方では、当面自前で運営をしていただくということで、御努力をいただいたわけですが、その間の経緯については理事長の方から。

○参考人(安養寺重夫君) 国立の施設の予算は計上されましたが、法案の審議が延びておりますので、五十四年度は特殊法人という形で続けることになりました。したがつて、法律により、事業計画、収支予算を特殊法人という形で文部大臣の認可をいただいて経営することになりました。そのような予算構成をとつたわけでございます。

一つは、方法論をいたしまして、当時の状況を御想像いただければ御理解いただけると思ひますが、衆議院で継続審議中でございましたので、四月一月份の認可予算をとりあえず計上いたしました。しかし、延びてまいりまして、自來一月ず

つ、結局一年間認可予算を組ましていただきました。その間私どもの方は、施設をお貸ししておりますので、収入等もございまして、在来大ざっぱに言いますと、それが必要な財源の半ばをカバーするという程度でございまして、残余の人員費等につきましては、補助金をいただいております。それをいただく道がないということでございます。自分たちの方で積み立てておりました資金を一時手当てとして流用するというようなことを主としていたしまして、その後、ことしの二月になりました、補助金を一部いただくとしような形で収支を調べてまいつたというような形でございます。

○勝又武一君 市中銀行からの借り入れはありましたか、なかつたんですか。

○参考人(安養寺重夫君) 失礼いたしました。途中で市中銀行からの借入金で財源補てんをいたしておりました。

○勝又武一君 その借入額は幾らですか。

○参考人(安養寺重夫君) 月々、九月の借り入れを初めにいたしまして、借りかえ並びに追加の借り入れというようにお借りいたしました。総額一億九千七百万円を銀行からお借りいたしまして、ちなみに、これは補助金をいただいたというようなことでお返しはいたしております。

○勝又武一君 その間の利子と担保物件はどうですか。

○参考人(安養寺重夫君) いろいろ銀行ともお話をさしていただきまして、担保なしというようなことで、利息も途中で変わつておりますけれども、五・五%、さらに利上げがございまして六・五%というように途中中上がつております。が、最低の利率でお貸しをいただきまして、総額利息部分は二百七十六万四千円ということに累計なつてございます。

○勝又武一君 この市中銀行からの借り入れについて、評議員会の正式の議題とされましたか。

○参考人(安養寺重夫君) 法律によりまして予算、事業計画等の編成をあらかじめ評議員会に御

意見を伺うことになっておりまして、すべてそのような正規の手続を毎月評議員会を事前に開かしていただいております。

○勝又武一君 職員退職積立金を取り崩したというようなことはございませんか。

○参考人(安養寺重夫君) 先ほど個別にメンションいたしましたが、自前の資金を流用していただきましてその中に職員、まあ役職員の退職積立金というのがございますが、その引き入れをいたしました、いま一つは、修繕等の積立金でございますが、これも充当していただいた、その二つでございます。

○勝又武一君 特に現在のオリンピックセンターの組合、これにかかわる職員の退職積立金も当然包含されていたと私は類推をいたしますが、その場合は当然組合と何らかの事前協議をするのがあたりまえだということに私は思いますが、そういう措置はおやりになりましたか。

○参考人(安養寺重夫君) 予算の編成につきまして、個別に組合とお話をするということはいいたしませんでした。私どもの方で評議員会にお諮りいたしました。これは法案の審議の過程における緊急やむを得ない措置ということで御了承をいただきまして、いきなり借入金をするということを控えたという気持ちもございまして、そのように措置をさせていただいたわけでございますが、現在そのような経緯をたどりまして、残額というと言葉はおかしいのですが、二千万円ほどの積立金は留保してございます。

○勝又武一君 これは予算全般の問題じゃないわけでしょう。当然職員の積立金にかかわる問題については、組合と話をするというのはあたりまえじゃないんですか。

○参考人(安養寺重夫君) 私の聞き方が間違っていればおわびいたしますが、これは雇用者として職員の退職金を支払うためにみずから用意いたしますいわば公の性質のものでございまして、職員が何か共済の積立金をする等々個別のものでございまして、当方の判断において一括そう

いう資金をできるだけ活用させていただいたというような仕儀でございます。

○勝又武一君 いまの問題は、予算で職員本人の給与から天引きして差し引いたかどうかだとかいうものじゃないぐらいいいことは私も承知していただきますけれども、当然職員の退職積立金にかかわり、事ここいう解散あるいは国立移管という重要な事柄における問題だという認識の問題に私はなると思いますが、これはひとつ私の意見として指摘をしておくにとどめます。

そこで、次にお伺いしたいのは、先ほども行管の方がおたまたま触れました行政改革の問題ですが、直接文部省として、このセンターを直轄にする、経費の節減というのはいくらになるのですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 青少年教育施設として整備に必要な経費というのは、別途また確保するということが等もございしますので、単純な差し引き計算にはなりません。一つは役員組織の解消によりまして約六千万円、それからいろいろな計算式がございしますけれども、国家公務員になる定数を七十八名一応とったわけでございしますけれども、その中で三十五人は既定の定員を振りかえまして七十八にいたしましたので、その分の人件費というものは、少なくともオリンピックセンターを直轄にすることによって、特別に支出がふえるということではないというところでございまして、その計算はいろいろやり方ございしますけれども、そんなところを私どもとしては経費の節減に相なっていると考えておる次第でございます。

○勝又武一君 ここに「政府協天下り白書」という分厚い本があります。本来私は天下りという言葉は余り好きじゃない、何か文部省だとか、各官庁の上層部の人々が天下りだといっているわけじゃないやしませんから、天から下ってくるわけじゃないやしません、別に天下りなんという言葉は好きじゃありませんが、通常の、わかりやすい意味で天下りという言葉が使われている。中身は言わなくても御承知でしょうから。

そこでこの「天下り白書」によりまして、たくさんあるんですね。

それで、私はきょう行政管理局と内閣官房においていただいて、ほかの諸官庁のも全部お聞きしたかったんだ。そうしたら、何かきょうは官中の何かがあったり、いろいろの事情があるようです、内閣官房も。それから今度は行政管理局の方は、いわゆる天下り問題は私の守備範囲ではありませんと、こんな話なんですね。これもまた私はどうかしていると思っているんですよ。予算委員会の総括質問でも、一般質問でもお聞きしたんですけど、文部省だけに限定しますけれども、これで見みじみ思っています。ですからきょうは残念ですけれども、文部省の場合には何となく、好ましくは、文部省の關係団体に天下りしている。好ましくはありませんが、天下りしている役員が年々増加をしていくという傾向をこの本で指摘しておりますが、この実績、これをひとつ過去五年間ぐらい、五年前ぐらいから何名ぐらいか、数でおっしゃっていただけないですか。

○政府委員(宮地實一君) 文部省所管の特殊法人は現在十法人ございしますが、その常勤役員数の現在員は三十九名でございます。このうち公務員出身者は二十八名ということになっております。なお、先生お尋ねの過去五カ年の経緯はどうかということでございますが、昭和五十年は公務員出身者が三十三名ということに相なっております。五十一一年が三十一名、五十二年が三十三名、五十三年三十三名、五十四年三十三名、五十五年二十八名ということになっております。なお、これは各年度いづれも四月一日現在の数でございます。以上でございます。

○勝又武一君 官房長に、恐縮ですが、公務員出身とおっしゃっているわけですが、理事、監事になっていくわけの天下りですね、上層職員といいますが、幹部職員であった方からいいます、監事になっている数は、たとえば現在と去年

ぐらいどうですか。

○政府委員(宮地實一君) お答えいたします。ただいまお答えいたしましたのが常勤役員で、理事、監事の場合の数でございます。

○勝又武一君 そうすると、その公務員出身というの、俗にここでご言っている天下りということと共通だということに、イコールだということに理解していいですか。

○政府委員(宮地實一君) 通例言われております、たとえば先般の五十四年十二月十八日の閣議了解でも言われておりますが、国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者というような考え方と同じでございます。

○勝又武一君 そうしますと、いま巷間言われておりますね、大臣。そういう役員給与、退職金の問題がずいぶん指摘をされているわけですね。この節減をした方が、さっきの話じゃないんですけれども、オリセンの六千万の経費節減よりはるかに多いんじゃないでしょうか。大臣、御感想いかがですか。

○国務大臣(谷垣重一君) いま先生の御質問のポイントがちょっと私つかみかねておるわけでございますが。

○勝又武一君 こういうことなんですよ。六千万節減になるというお話です。ね、特殊法人のオリセンを国立に変えることによりましてね。ところが、いまお聞きしますと、三十名前後の役員の方がおりますね、特殊法人に。その特殊法人にいるそういう人たちの給与とか、退職金というのは相当膨大な額だ。ここで一々言います、もうこれにあるから大臣御存じでしょうから。その辺を合理化したり、節減をしたり、もっと考え直した方が、六千万の経費節減よりはるかに多くて効率的じゃないんでしょうかと、こうお聞きしているんです。

○国務大臣(谷垣重一君) 二つあります。一つはオリセンを特殊法人から国立へ持ってまいりますことによる経費節減の問題は、先ほど政府委員の方からお話しを申し上げて、先生がいま五千万、

あるいは六千万と言つておられることだと思ひます。これはやっぱり一つの節約になるわけなんですから。

それから、一般論としての特殊法人に對します、先ほど、毎年度が少しづつ減つておるようでありましたが、三十名前後のいわゆる先生の言われる天下りの諸君をどうするかという問題、これは少しいまのオリセンの問題とは若干問題点が違つておるのではないか、こういうふうに向つてあります。特殊法人なり、何なりに對しまして、どういふような人材をそこに持つていくかという問題が一つ基本にあるんだらうと思ひます。

文部省の關係で申しますと、特殊法人といへども教育關係であるとか、あるいはスポーツ關係であるとかいふような、そういう特殊法人の性格が多いらうと思ひまして申し上げるんであります。が、そういう方々に適切な、教育畑であるからといひとは必ずしも私は言へぬと思ひます。もっと広い方々がいいと思ふんですが、そういうふうに向つてみて、人材をどこからどういふふうに向つていくかということになりますと、私は、その担当の關係しておる役所の公務員が全部いけないうのは、これは少し考え方として狭量な考え方だと思ひます。ですから、そこはやはり本来のその特殊法人がどういふ運営、どういふふうに向つていくのに適切な人材であるかどうかという判定でいくべきだと思ふんです。

ただ、世間で言われておりますのは、公務員といへば第二の職場のごとく当然視したやり方に対する批判の言葉として、天下りに對する批判が出ておる、こういうふうには私は理解しておるのではありませんが、それは避けていく必要があると思ひますが、特殊法人に果たしてそれならば民間から優秀な方々が多量に入ってくるようになるかどうか、そこも考へていく必要があると思ひます。しかし、往々にしてはうっておけば、第二の職場のような形で公務員出身の方がもう大多數占めるというふうな状況になりますならば、これは役所とは違ふのでありますから、もう少し広い

範囲の人材が入つてこられる必要があるものでありまして、これは考へていく必要があるだらうと思ひます。

大要抽象論を申しまして恐縮ですが、そういうふうに向つて考へるわけであります。

○勝又武一君 いまの大臣の所見のうちの一つです、全部やめてしまへ、公務員から行く人は全部悪い、こんな人一人でもいらぬといふようなことを言うほど私は狭量ではありません。比較多數の問題。

それからもう一つは、確かに一般の人たちよりは公務員からといふ大臣の御意見、その点も一つありますけれども、私が一番指摘したいのは、そのポストが本当にたくさん必要なのかどうなのか、やっぱり世論が一番指摘しているのはそこです。総裁、副総裁、これは文部省の關係のところではない場合、公団公社の場合にもそうでしょうけれども、総裁、副総裁、あるいは理事長、副理事長、常務理事、そういう役職員の数の問題は私はずいぶんあるといふように思ひます。ですから、そのポストをつくれれば、それを埋めなくちゃならぬから、埋めるためにはここから持つてくればいいといふ、きつめてイーजीな形になりやすい。私はやっぱりその役職員のポストなり、数の問題をもっと厳密に考へるべきだ。これは時間がありませんが、私の意見として指摘しておきます。

そこで、これはここに政労協のことがございまして、特に代表的な新聞なり、放送機關がこれは再三指摘しているところですので、私個人の意見だけではなかつたと思ふんです。そこで、ひとつここで政労協議長にこういふ問題で、特に私はここでも指摘されて、年々増加をして、文部省の關係の場合にもふえております、毎年毎年。これはやっぱり私が指摘をした問題と関連もしまして、議長の御意見をひとつここで聞きたいと思ひます。

○参考人(滝澤幸一君) お答えします。調査の対象をどういふふうにとるかによつて、

天下りがふえていくか減つていくかの違いが出てまいらうかと思ひます。端的な例を申し上げますと、元國家公務員からおいでになつた方が職員に在任されて、やがて役員になる、こういうケースがあります。その場合、どの時点をとらえて天下りと言ふかといふ一つの問題がございまして。文部省の調査と私どもの調査との違いが、恐らく人数の点で食い違つていくように私は思ひます。おしなべて特殊法人の役員には、直接監督省庁から天下つてこられる方のほかに、一たん職員なり、何らかのポストについて、そしていわばワンクッションで役員になるケースがありますので、私どもとしては、厳格に見てそのケースも天下りといふか、かつこの中で数えているという点をこの際まず申し上げておきたいと思ひます。

それから、天下り問題についてです、この際言及していただきますが、全体として私は、特殊法人がなぜつくられたのかという点の中で、多く言われておりますのは、役所の機構と違つて、独立した法人をつつて、独立した運営をする。とするならば、当然のように、その独立的な、自律性のある運営をするにふさわしい人材の登用は、役職員を通じて考へなければいけないといふふうに向つて思ひます。ところが實際問題、各省庁からたくさんの方々が特殊法人に天下られる。まあ一般に言われている、特殊法人をつくる一つの隠れた趣旨が天下り、ポストづくりだと巷間言われているような状態が一面にあります。それによつて起るやはり事業の硬直性といひます、特殊法人がよく監督省庁の出先機關になつてしまつて、設立の趣旨にもとる實際になつていくという点は、そこら辺の部分に私は多く問題があるうかといふふうに向つて思ひます。

なお、私どもの考へ方も決して狭量的でございませんで、一人残らず役所から来る人間は出ていくぞといふことを申してゐるつもりは全くございませんで、あえて申せば、職員層については私は内部でもできると思ひます。特殊法人も歴史をもうだんだん積み重ねて、二十年、三十年の歴史を持つておりますので、もうほとんどの仕事は職員によつて動いてゐると思ひます。そういう状況にもかかわらず、職員のポストまで監督省庁の人事の受けざらにされてゐるという状況に對して、強い憤りを持つてゐます。

さて、役員の問題であります、役員の問題につきましても、私も広く人材を求める中で、役所から有能な人材がおいでになるということについてまで否定しません。ただ現状として、役員報酬一つ取り上げてみても、一般の職員に比べて役員の役員報酬、あるいは退職金が高いという点について、政府の答弁を聞きますと、広く民間から優秀な人材を登用するために、民間一流会社重役クラスの処遇で迎へるんだとよく説明を聞きます。さすれば、そのようなたちがどんどん迎へられてゐるのか、先ほど大臣のお話にありましたやうな形で、どんどん登用されてゐるのかといふと、私は實際は逆のように思ひます。役員報酬並びに退職金は、民間からおいでになる方々に備へて、そういうふうに向つておきながら、實際にそれではどうなのかといひますと、各省庁のいわばなわ張り争ひのやうな形の中で、ほとんどが元國家公務員の官僚の方々がそのポストを占めてゐるという實際、いささかどうもそこら辺のところ、私どもとしては實際とたまたまとの違いを強く感じるところであります。簡単ですがそんな感じを持つてゐます。

○勝又武一君 ひとつ文部省にお伺ひしたいんですが、特殊法人の皆さんの場合に、やっぱりいとお話がありましたように、長い歴史の中で相当練達の人たちもふえてきています。しかし、私もやはり、たとえばきつめてこれは會計地誌だとか、建築についてきつめて専門家であるとか、そういう方がたまたま特殊法人の中にいないと、そこで文部省の中から練達の人をどういふふうに向つて、私は一切だめだなんだといふことを言うつもりはありません。やっぱりそういう人事交流とい

はありませんで、一人残らず役所から来る人間は出ていくぞといふことを申してゐるつもりは全くございませんで、あえて申せば、職員層については私は内部でもできると思ひます。特殊法人も歴史をもうだんだん積み重ねて、二十年、三十年の歴史を持つておりますので、もうほとんどの仕事は職員によつて動いてゐると思ひます。そういう状況にもかかわらず、職員のポストまで監督省庁の人事の受けざらにされてゐるという状況に對して、強い憤りを持つてゐます。

うのは私はあつていい。そう思いますけれども、やっぱりその特殊法人の中には、たとえばオリビックスセンターの場合も、私恐らくそうだと類推をいたしますけれども、もう専門的な皆さんがたぐささんいらつしやる。職員の中から積極的な登用をされる方が、その運営にきわめて有利であるというように思います。

私は教員出身ですから教育職を見ますと、教育職は一等級、二等級、三等級、行政の場合にはもつと細分化していますね、五等級、四等級というように。そういうような問題が出てきた場合の格づけの問題で、たとえばそういう会計にきわめて堪能な方とか、それから建築にきわめて専門的な方とか、そういう方に限定をされればいいんですけれども、それ以上にどんだん職員は五等級、四等級にまでこれが及んでいくというようなことは、私はきわめて適切でない、そういうことはやるべきでない、こういうふうにお考えはです。そういう意味で、よもやそういうお考えはないと思いますので、これもやはり蛇足かもしれませんが、あえて文部省のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま先生から御指摘がございましたような基本的な考え方方で運用をいたしたいと、こう思っております。

○勝又武一君 特に役員の問題だけでなく、職員層にわたつても、やはりこれは大臣に御要望しておきますが、十分御検討をいたして、いま官房長御答弁いただいたようなことをぜひ今後も守つて、そういう運営の万全を期していただきたいと思ひます。

それ、この行政改革にかかわつて、やはり社会教育という観点、社会教育行政のあり方という点と、いま、少しお聞きをした外郭団体、補助金の問題というのがあると思ひます。私は先ほど言いましたように、経費削減という行政整理の観点からいけば、本来このオリビックスセンターの六千万を削減する前に、もっともつと他のところに手をつけて削減を図るべきだというのが

私の意見です。これが一つです。

それから、多くの補助金の問題ですね、こういう問題がまだあると思うんです。そこで、現在、これもできれば五十一年度、五十二年、五十三年、五十四年、過去四年間ぐらい、文部省がいわゆる社会教育関係団体に出している補助金の総額ですね、これは幾らになっていますか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

五十一年度が五億六千万強でございますが、その中で日本青年館の改築に対する補助金が一億含まれております。それから五十二年度が七億一千万強でございますが、この中で日本青年館分が二億含まれております。それから五十三年度が八億七千万強でございますが、このうち日本青年館分が二億八千万強含まれております。五十四年度が七億六千万強でございますが、日本青年館分が一億一千五百万強含まれております。したがって、それを抜いてみますと、五十一年度が四億六千万強、五十二年度が五億一千万、それから五十三年度が五億九千万、それから五十四年度が六億四千七千万強でございます。それで五十五年予算は一億七億を計上いたしております。

○勝又武一君 まさに毎年ふえているわけですよ、いまの括弧の方を抜きますとね。後段おっしゃつたように毎年ふえている。一体その補助金というものは、こういうふうに毎年毎年これからもずつとふやしていくんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 私ども予算いろいろございます、整理すべきものは整理をいたしますが、この社会教育団体の補助金につきましては、むしろ社会教育活動の本質というものが、先ほども先生からも御指摘でございましたように、民間の自発的な活動というものが依存するところが非常に大きいし、またそのことが非常に社会教育の方向としてはやはり適切であるということも考え合わせまして、私ども社会教育団体の補助につきましても、できるだけ予算を確保いたしたいと、このように考えております。と申しますのは、社

会教育に熱心な方々、非常に御自身そう経済的にゆとりもないけれども、大変熱心に行つていらっしゃる方が多々ございます。したがって、団体の事業につきまして、適切なものにつきましても、できるだけの御援助を申し上げることも、社会教育の振興のために、また一生懸命やつていらっしゃる方々へのお気持ちに報いるためにも、私どもとしては適當であらうと思ひまして、この点につきましてはできるだけ努力をいたしたいと思つております。しかし、財政当局からいたしますと、こういうのは大変目につく補助金でございますので、毎年私どもは財政当局からは非常に手厳しい扱いを受けているというのが現状でございます。

○勝又武一君 民間の自発的な活動を促進するという点については、私もまさに大賛成であります。それを否定するということもありません。ただ、補助金を交付するに当たつて、そうしますと、私はやはり一定の客観的な基準というものがほしいと思ひます。民間の自発的な活動というものを大いに促進をしていくんだという点は全く賛成ですけれども、そうすると、客観的な基準というのは何か文部省はお持ちですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

一応社会教育を主たる目的とする団体ということとで、民法第三十四条の法人またはそれに即応するような体制を整えておる団体というものを対象にいたしております。それから補助の事業につきましては、大会・研究協議会等の事業、展示事業、野外交渉の事業、施設・設備の整備事業、社会奉仕活動の事業、海外派遣事業、海外からの受入事業、海外における調査研究事業、映画等製作配布事業、広報事業等につきまして補助を申し上げます。このこととございまして、これも、それの団体から御相談がございまして、私どももこれに即しまして、いろいろと事前に御相談をいたしまして、予算要求をいたしまして、そして予

算が確保された後において、補助金を社会教育審議会の御意見を伺つた上で支出するということがいたしておりますが、現在までのところ、いろいろ御相談をいただきまして、予算要求をさしていただいた団体につきまして、予算の枠が限りがございますので、金額についてはなかなか御希望どおりの金額というものはお出しできないことはございまして、一応いままでも御希望のあったものにつきまして、事前にお話し合いをして、要求したものにございましては、すべて一応の補助金を支出しておるといふのが現段階までのことでございます。

なお、私ども社会教育団体というもののについて、国が補助金をてこに統制するというようなことがあつてはならないという趣旨は十分踏まえて、補助金の執行、運用に当たつておるつもりでございます。

○勝又武一君 補助金を申請はしましたけれども、何というんですか、補助金の対象としてもらえなかった、つまり交付しなかった、そういう団体がありますか。もしありましたら、そういう団体なり、団体の数なりを教えてくださいませんか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

現在までのところ、一応正式に御相談をいたしましたものにつきましては、全部おつき合ひをさせていただいておるといふのが、先ほど申し上げたとおりでございますが、ただ、できたばかりの団体で実績がはつきりしないような場合には、まあ一年待つていただきたいかどうかというようなことは、事前に御話し合ひしたことはございまして、それは先方もそういう事情は御理解の上で、何か特に意図を持つてはいたしたとか、そういうふうなケースは現在までのところございません。

○勝又武一君 これは三十四年十二月十四日付の局長通達でしょうか、「社会教育関係団体に対する助成について」といふのがあると思ひますが、これに「公共性のある適切な緊急な事業を行う社

会教育関係団体」とありますが、いままでに交付した、先ほどお話のありました団体の中で、ここにありません公共性があるとすべて考えられるものばかりですか、どうですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 私ども、社会教育自体がきわめて社会全体に対して意味のある活動であるというふうに理解をしておるわけでございしますが、そういう意味におきまして、私どもは公共性があるものに現在まで補助をいたしてきておるというつもりでございします。特に、非常に私どもこの公共性ということにかんがみて問題があるような団体というものに補助したということはございしません。

○勝又武一君 先ほどの事前いろいろ相談があったという場合、いまの公共性の問題等について、私なりに幾つか問題感じますが、きょうは保留をしておきます。

それで、次の問題ですが、これは四十八年の七月に発行された「社会教育行政入門」という本がございしますね。元社会教育局長の今村武俊さん、その他文部省の方が執筆されていると思ひますが、この三百八十七ページに、「法律改正について本格的な検討を行うことは避けることのできない課題である」と考える。その際、前述した社会教育主事制度の改善や社会教育施設の画期的な整備充実方策を含めて、できるだけ総合的にかつ、積極的に法の改正に取り組み態度が必要であらう」とあります。もうおやめになった方だからどうってことないんだよということなのか。現在もそういう社会教育法の抜本的改正をあたかも文部省が検討している、そう思われがちになりますよね、こういう点がありますとね。そこで、これは文部大臣そういうことはあるんですかいいんですか、大臣の所見。

○政府委員(望月哲太郎君) それでは私から事前にお答え申し上げますが、現在、文部省といたしまして、正式に社会教育法の改正というものを当面の課題として取り上げておるということはございしません。しかし、もちろん社会教育、時代の

進展に即していかなければならないことでございしますので、時代の進展に即した改正、あるいは公民館であれば公民館、図書館であれば図書館、それそれのお立場からのいろいろな充実のためにその法律を改正してほしいという御意見等はございします。ただし、私どもはまだそれを整理をし、具体的案をつくるというところまでは現在のところ作業としておりませんし、まだしばらく様子を見る必要があらうかと思ひます。ただ、先生御指摘の点につきましては、一時あたかも団体等を文部省が監督するために、社会教育法の改正を考えているのではないかといううわさが流布されたことも念頭に置かれての御質問だと思ひますが、私ども現在そのようなことは毛頭考えておりませんし、今後社会教育法の改正をするにいたしましても、社会教育の本来の性格から見て、そのようなことは考えていくつもりはございしません。

○勝又武一君 いま局長からありましたので重ねて大臣にお伺いしますが、いまの局長の見解でわかりかと思ひますが、特にこのオリンピックセンター法案の改正、変えていくということ、はいまお話をありましたようなそういう動きと一切無関係だと、局長がおっしゃっているように、そういうようにこの際はつきり理解をしてよろしいかどうか、大臣の御見解をお聞きしたい。

○国務大臣(谷垣肇一君) 先生からのお話のとおりで私たちは考えております。関係はございませぬ。

○勝又武一君 それではこのセンターを直轄していく場合ですね、国立にしていくな。そして法案にありますが、国立に成立して、変わっていった場合ですね、まだこれは今後のことですから、きょう私が聞くのはややどうかとも思ふんですけれども、国会のこれからの審議状況、それから本会議での決定ということがなければ、可決しなければ動かないことであるけれども、きょうはそういう意味で仮に法律が通って、このセンターが国立センターになった場合ですね、その場合の直轄

のといひますか、直営のといひますか、その場合のセンターの運営、それから事業の内容等について、これからお聞きをしてみたいと思ひます。

現在、先ほどお話がありましたように、センターは年間百万人以上の方々に利用されている。これはもうセンターが発表している資料で明らかになっております。利用者が年々増加をしている背景には、確かに地理的な条件がよいと、こういうことも一つの要素だと思ひます。それから市民の学習意欲が高まってきた、こういうことも一つの重要な要素だと思ひます。しかし、センターが特殊法人として運営されてきた。特に職員が皆さんがそういうことできわめてアクティブな活動をしてきた。そういうことがやっぱり私は年間百万人以上に及ぶというふうな、こういうことをしてきたというふうに思ひます。これを一つ裏づけるものとして、センターの十年史「代々木の森に十年」ですか、この四十三ページにも次のようなことが書かれております。「使用料を徴する建前から利用団体の政治的もしくは宗教的立場に基づき制約を加えないこともあって、利用団体が多彩な活動を行っていることも、センターの一つの特色として広い支持が得られているのではないかと思ふ。」、こういうふうなことにあります。これはやっぱりセンターの設立の趣旨からいっても、私は非常にいいことだったし、こういう弾力的な運営というのは大切なことだと、そう思ふわけです。そういう意味でこういうセンターの特徴的な基本方針といひますか、弾力的な運営といひますのは、今後とも国立に移管後も十分生かされていくべきだと、こういうふうな考えますが、この点についてはいかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君) いまの御指摘の点でございしますが、青少年教育施設としてのその目的を阻害しない限りにおいて、一般の利用に供するというのが現在のオリンピックセンターの方針でございしますが、私どもも同様の方針に即して運営をしてまいりたいと思つております。なお、単

純に政党であるとか、宗教団体であるとか、そういう団体の名称によつてシャットアウトするといふようなことではなく、いろいろの研修計画なり、事業計画なりといふものについて十分配慮をしていただいて、現在も御利用いただいておりますし、今後も同様にやつてまいりたいと思つております。

○勝又武一君 そうしますと、現在センターを利用している団体で、国立に移管後、利用できなくなる団体、こういうものは考えられないと思ひますけれども、もし考えられるとしたら、具体的にどういう団体なのか挙げてみてくれませんか、恐らくないと思ふんですが。

○政府委員(望月哲太郎君) 従来のセンターの運営の基本の方針に即しまして考える限りにおいて、先生御指摘のように利用できなくなる団体は出ないと思ひます。

○勝又武一君 そうしますと、大変これはくどくで恐縮ですが、従来からセンターを利用している団体については、引き続き利用できるように配慮をしていく、こう考えてよろしゅうございしますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 結構でございします。

○勝又武一君 国立の青年の家とか、国立少年自然の家利用規則というふうな形で出されておるが法律施行後に局長通達という形で出されておりますね。運営としてはセンターが国立になった場合には、やはり局長通達という、形式はそういう形式になるんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

国立青年の家は複数でございしますので、局長通達というのをしておりますけれども、たとえば国立婦人教育会館みたいな一つの場合には、特に通達を出さずに館で決めておるわけでございします。大体オリンピック記念青少年総合センターの利用規則も、国立婦人教育会館と類似の事業が多うございしますので、それと大体同じような内容にならうかと思ひます。

○勝又武一君 現在のセンターには理事長の諮問

機関として、利用者並びに学識経験者からなる運営委員会、これが組織されておりますね。この点、理事長どうですか。

○参考人(安藤重夫君) 評議員会はございますが、運営委員会はたまだいませせん。

○勝又武一君 そうしますと、今後の運営については、そういう多くの利用者の方とか、学識経験者、そういうような方々の十分意見を聞くような機関ですね、そういうような機関についてはどんなふうに文部省としてはお考えですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 多様な青少年の学習意欲を吸収し、親しみやすい施設ということも考えまして、多くの方々の御意見を運営に反映させるというのが基本でございまして、運営委員というものを二十名以内任命いたしまして、その運営委員会におきまして、いろいろとセンターの運営のことについて御協議をいただき、御意見を拝聴するということにいたしております。

なお、具体的な人選については、現在の段階ではまだ決まっておりますけれども、一応私ども構成といたしましては、青少年団体の代表の方、青少年教育の指導者、それから広く一般の方々の広い視野からの御意見も伺いたいということで、学者、評論家、ジャーナリスト等学識経験者、その三者を中心に人選を進めたいと思っております。それで、運営委員会の御意向というものは、十分運営に反映するようにいたしたいと思っております。

○勝又武一君 午前中の時間が参りましたので、午後、この運営委員会の問題を中心にお聞きをしたいし、それから後、今後のこの直営についての問題点をお聞きしたいと思います。

なお、特にセンターの職員の方の雇用なり労働条件なり、今後の問題点ですね、こういう問題を午後お聞きしたいと思っておりますので、時間が参りましたから、午前中はここどめたいと思っております。

○委員長(大島友治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後は一時から再開することとし、休憩

いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時二分開会

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、松前達郎君が委員を辞任され、その補欠として坂倉藤吾君が選任されました。

○委員長(大島友治君) 休憩前に引き続き、オリビック記念青少年総合センターの解散に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○勝又武一君 午前中に引き続きましてお聞きをいたしますが、先ほど局長から御答弁のありました運営委員会ですね、それは現在の理事長の諮問機関として運営委員会がございまして、理事長の諮問機関としての運営委員会がございまして、ありませんか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先ほど理事長からもお答え申し上げたかと思っておりますけれども、評議員会というのがございまして、運営委員会というのは名前が違っております、特殊法人の場合、いま評議員会という名前を使っております。

○勝又武一君 午前中やりましたその運営委員会の構成の問題について、局長から御答弁がありましたが、今度の場合にはこの運営委員の人選というのとはどなたが行うことになりますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 任命は文部大臣が任命することに相なりますが、センターの責任者である所長の意見も十分聞きながら、また人選に当たりましては、このオリビックセンターが広く各方面の御意見を反映しながら、弾力的な、魅力のある運営ができるような御意見をいろいろ拝聴できるような場にしたいということで、人選をさしていただきたいと思います。

○勝又武一君 そうしますと、先ほど局長が事例

を少し挙げて、こういうようなメンバーといううなことがございましてですね、午前中の最後の答弁のところ。それをもう一度、ちょっとおっしゃって見ていただけますか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

一つは青少年団体の代表、それから青少年教育指導者、それから学識経験者、学者、評論家、ジャーナリスト等から幅広く人選をさしていただきたいと、このように考えております。

○勝又武一君 政府協議長、その辺についての御意見はおありでしょうか。

○参考人(滝澤幸一君) お答え申し上げます。

この間、たくさんセンターを利用した団体がございまして、できればこれまで利用されました団体の中から、この運営委員のメンバーが優先的に選ばれることをわれわれとしては強く期待しております。

○勝又武一君 局長、いまの点についてはどうでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) そういう御意向があることは承知しております。私どもも、具体的な人選に当たりましては、一般の利用者の関係の方々の御意向等も十分運営委員会に反映し、かつそれがセンターの運営にも反映するような配慮はしてまいりたいと、このように思っております。

○勝又武一君 その辺ちょっと微妙な表現なんですけど、センターを利用されている人の意向というのが、運営委員会に十分反映されるようにしようとしているのか、センター利用の団体の代表がダイレクトに運営委員に入っていくというところまでお考えになっているのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 具体的な人選は現在まだいたしておりませんので、そこらところは十分いろんな角度から検討をさせていただいて、御意向のような、少なくとも御意見は反映するような方向づけをさせていただきたいと、このように思っておりますというのが現段階で申し上げられる

ところでございます。

○勝又武一君 先ほどから再三ありますように、青少年教育というのはきわめて自発的な活動を尊重するといえますか、そういう方向を指向していくという局長のお話もありましたんですが、やはり国立になったことによつて、きわめて閉鎖的になるとか、文部省の思うままになるとか、こういうことはいけないという、そういう考えは毛頭ないということがきょうの委員会の冒頭、私の質問でもお答えいただいたわけでありまして、私も、やはり国立の施設というもののについて、国民が持つ心配といえますか、国民の声が反映されにくくなる、あるいは国民に閉ざされた施設になりがちになる、そういう意味で、私はやはりこの運営委員会というものは、相当重要な機関になるというふうに思っております。そういう意味で、いまの点については十分ひとつ職員の方の意向も聞き、そういうことが、局長から出されたように、生かされるようにしてもらいたいと、こういうようなことを感ずるわけですので、この点について大臣の見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣重一君) この運営がうまくいくような考え方を広くともってまいりたいと思っております。先ほど来、先生方の御意見も十分参考にいたしてやってまいりたいと、かように考えております。

○勝又武一君 それから、文部省の直営になるという中で、いろいろの事業ということが考えられると思いますが、この宿泊研修施設の提供、あるいはこの主催事業や青少年団体との連絡協力、調査研究、こういうことを行うように見られますけれども、この主催事業、これはどんなものがございますか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。まず、基本的に先生に御理解いただきたいのは、宿泊定員二千五百、研修室も相当ある大きな施設でございます。したがって、主催事業の占める割合というのは、非常にパーセンテージと

しては低いものであつて、まず基本的には、自発的な研修に御利用いただくというのが、現在もそうでございますし、これからそういう実態になるということも前提の上で主催事業について御説明申し上げます、主催事業につきましては、五十五年度予算で七つの主催事業を考へております。

この中には、すでにやっております集団宿泊指導担当者研究協議会、これは小・中・高等学校の生活指導の担当の先生にいろいろお集まりいただく行事でございます。それから、都市の青少年教育施設運営研究協議会、これは全国の都市に置かれてある青少年教育施設の職員を対象にいろいろとお話し合いをしていただく。それから、全国青年交歓の集い、これは全国の青年及び青少年グループを対象に集会を開くということ。それから、勤労青年ゼミナール、屋敷職場で働く青年たちを対象に、夜間の研修と、研究宿泊生活を通して、交流、交歓を行うということは従来からやっておりますが、さらに新たに全国の青少年教育施設指導職員専門研修、全国の国・公・私立の青少年教育施設の中堅指導職員を対象に、いろいろと研修をしていただく機会を設けるといふこと。それから、国際交流ということ、青少年国際交流交歓の集いということで、日本を訪れたり、あるいは日本に住んでいる外国青少年と、わが国の青少年とを対象に、意見交換や、文化活動を通して相互理解を深める集いを開催するということ。それから、やはりセンターが青少年の体育・スポーツについても、重要な役割を果たすべきだということともございまして、青少年体力づくり教室を開催して、小学校の五年の児童とか、あるいは青年の体力トレーニングというのを現在もやっておりますが、そういうものを含めまして、青少年体力づくり教室という、この三つを新たに五十五年度から実施をして、七つの主催事業をやつてまいりたい。

どこまでふやし得るかということはおのずから限度もございまして、その内容をできるだけ質的に高め、あるいは時代の必要に應じたいいろいろな先導的な試みをするというような観点から、主催事業の内容を精選しながら、手がたくじみちちやつてまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○勝又武一君 これからは、この主催事業の内容というのはいずれが決めることになるんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 一義的には、主催事業の内容も予算に伴いますので、まず所長といひますか、センターでいろいろ企画をされて、予算の案を持って文部省に御相談いただく。その中で、予算要求の枠等もございまして、それはおっしゃつても、ここまでは要求できないとか、いろいろなお話し合いはあると思ひますが、そういったしまして整理をしたものを大蔵省に持ち込みまして、予算化したものは実施をしていく、こういう形になります。もちろん、実施の段階に当たっては、いろいろ青少年団体等の御意見等も十分反映しながら、その運営に当たつてまいる、こういう考へ方でございます。

○勝又武一君 この連絡協力事業の内容ですね、特に具体的にはどんなことが考へられるんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。連絡協力事業、青少年教育に関する施設と、それから団体との連絡協力でございますが、青少年の教育施設につきましては、非常にその必要性が高まつてまいりまして、センターが事業を開始した当時の現状で申しますと、全国で青年の家が九十七カ所、少年自然の家はゼロというふうな状況でございましたが、五十三年は全国で青年の家が四百七十一、少年自然の家が百四十というふうな姿になつております。しかしながら、やつと施設について不十分ながら整備が少しづつ前進をしておりますけれども、じゃ、その中でどういふうな教育をしたらいいかということについては、

それぞれの担当がなご悩みを持ちながら、いろいろと試行錯誤をしているというのが現状でございます。したがって、そういう面では、やはり相互に情報を連絡したり、あるいはお世話をするセンターが皆さんの方の意見を伺いながら、また、いろいろと検討をしながら、各施設で役に立つようないろいろな情報を流したり、あるいは研究をしたりすることが必要でございます。

私も、いままでやつとここまで育ててまいりました青少年教育施設の中身を、これからどのように充実していくかというのは大変大きな課題でございます。特に、進学率の上昇等によりまして、高等学校にも九十数校参つております。いわば学校に通つていく子供たちの学校外での生活をどうするかということ、大変大きな問題でございます。これからの問題を研究していく必要がある。また、施設間の相互の連絡を密にして、情報が気楽に相互に交換できるようにしていく必要がある、ということが一つでございます。

それから、いま一つは、青少年団体も、かつては地域に根差したいわゆる青年団というふうなのが主体でございましたけれども、都市化の進行によりまして、むしろいろいろなグループ、サークル、そういうふうなものが大変数多くできてきております。そういう活動もやはりいろいろと束ねて相互に情報交換をしたりするといふ場も設けていくことが必要でございます。私も、試みとして、青少年の団体への加入促進のために団体に補助金を出しまして、地域で団体の方に集まつていただく、皆さんおっしゃることは、こんなに相互に団体があるといふことを知らなかった、もつともつと連絡を密にすることによつて、青少年団体活動といふものについて、刺激を与えるいい参考になるようなデータをもたえたいといふ御意見もございまして、したがって、私どもは決して団体や施設を統制するといふ気持ちではなくて、そういう交流の場を設けることによつて、せつかくあります全国各地の青少年教育施設、あ

るいは青少年団体の活動というものが、より幅広い視野と豊富なデータの中で、よりよい活動をしていただくということを念願しながら、このような事業を運営してまいりたいと思つております。

○勝又武一君 簡単に結構なんですけれども、調査研究事業のたとえば具体的なものはどんなものでしょう。

○政府委員(望月哲太郎君) 当面五十五年度予算で考へておりますのは、青少年教育施設で、どのようなカリキュラムを使いながら、青少年教育のためにやつていくことが適当であるかということについて、いろいろとデータを集めてまず研究をしてまいりたい。それから、青少年団体あるいは青少年教育施設の現状についての情報を集めてそれを資料として方々に配る。それからさらに、できれば青少年教育に関する資料、図書等もできるだけ整備をしてまいりたい、このように考へます。

○勝又武一君 そうしますと、いまお聞きしましたように、特殊法人のセンターから国立センターになることによつて、事業面で変わつてくるという点は何なのかということになると、いま挙げた二つ、それ以外に何かございいますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先生御指摘のように、そのところが一番新しい分野でございます。まして、研修につきましましては、施設運営をしておりまして特殊法人よりも、できるだけプログラムサービスとか、あるいはいろいろな御相談に応じる体制をできるだけ整えて、実際に利用される方に、少しでもいい研修をしていただくようなサービスができるような体制を、これから努力してつくり上げていきたい、このように思つております。

○勝又武一君 これもややくどくなりましてけれども、そうしますと、いわゆる国立青年の家とか、社会教育研究所と異なる点は、いま挙げた点だといふようにこの点も理解してよろしいですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 国立社会教育研究所は、かなり幅広い、しかも高度な社会教育に関する

る研修をしていただくということで、あそこはもっぱら主催事業だけでやっております。したがって、これはセンターと趣が違わなければならない。それから、青年の家とか少年自然の家は、やはり自発的な御利用が主体でございますので、その御利用の体系としては主催事業がごくわずかであるということと同じでございますが、片方は集団宿泊訓練というのを念頭に置きまして、こちらはゆるゆる都会の中での研修施設ということでございますので、その主催事業の持ち方の内容、あるいはそれぞれ御利用いただく方への対応ではおのずから差異が出てまいりと思ひます。

○勝又武一君 確かに調査研究と連絡調整ということは局長の御説明で、その部分についてはわかりました。

そこで、今度はセンターが主催して行う研修というのの一体どういうものなんでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先ほどちょっと申し上げましたが、七つのものを用意いたしております。集団宿泊指導担当者研究協議会、都市青少年教育施設運営研究協議会、全国青少年教育施設指導職員専門研修、全国青年交歓の集い、青少年国際交歓の集い、勤労青年ゼミナール、青少年体力づくり教室ということでございまして、まず集団宿泊指導担当者研究協議会は年一回、三泊四日で百人の方にお集まりいただく、それから都市青少年教育施設運営研究協議会は年一回、二泊三日で百人の方にお集まりいただく、全国青少年教育施設指導職員専門研修は年二回、四泊五日で各百人ずつ、全国青年交歓の集いは年一回、二泊三日で千人、青少年国際交歓の集いは年二回で各一泊二日、それぞれ百名、勤労青年ゼミナールにつきましては年二回、各六泊七日で各五十人ずつ、それから青少年体力づくりにつきましては現在百人ぐらいの方に参加をいただいております。ことごとございまして、数といたしますと、とりあえず三つの新規事業を組みましたけれども、センターの総体の利用の中では、先ほど申し上げましたように、自発的な御利用が多くて、こちらはいわば時代の要請に応じた試みができるだけきめ細かく、内容を精選しながらやっていくというふうな現状でございます。

○勝又武一君 いま挙げられたののカリキュラム、あるいは講師の選定、こういうのは一体だれが行うようになるのか、修了認定というふうなことでまでも行うのかどうか、この辺はいかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君) カリキュラムと講師の選定は、センターの所長の責任でやっております。しかし、婦人会館の場合でも、運営委員の方々の御意見、その他幅広く御意見を承りながら、研究を続けておるわけでございまして、それから、修了認定ということについては、特にこれは所長が判断されることであらうと思ひますけれども、現在の段階で私も承知している限りにおきましては、特にそういうことについて形式ばったことをするという考え方はございせん。

○勝又武一君 この国立婦人教育会館利用規則というののございまして、この第五条です。「会館においては、次の行為を行ってはならない。」という禁止行為がありまして、三項ございまして、一が「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動」、二が「特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動」、三、専ら営利を目的とする活動」とございまして、この五条です。これは一体どういう法律に基づいてこれをつくっているのか、この根拠法規というのは一体何ですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 特に法律に基づいてやるということではございせんが、国立の社会教育施設におきましては、いわば運営というものが非常に対立の激しい活動の中に取込まれて、そのことによつて、運営についての安定性を欠いたりするということとをできるだけ避けたいというところで、このような規定を設けておるわけでございまして、ただ先ほど申し上げましたように、この規定があるからといって、政党であるとか、宗教団体であるとか、それを団体の名において使用を禁止するということとは毛頭考えておりませんし、現在もそのような運営はいたしてないわけでございまして、それはむしろ教育施設としてのいろいろ計画されましたプログラムの内容等の問題として処理をさせていただいておるわけでございまして、そういう意味におきましては、婦人会館におきましても適切な運営がされておると思ひますし、新しいセンターにおきましても、その趣旨に沿って運営をしてみたいと、このように考えております。

○勝又武一君 いまよく聞いておるののオリセンの問題ではありませぬ。国立婦人教育会館の問題なんですか。オリンピックセンターの方は午前中の質疑の中で、従来から利用している人利用していただくということですから了解しているわけですか。ただ関連をしまして、今後やはり国立になつて、こういう他の社会教育施設、たとえば国立婦人教育会館というのとは一番近くにあるわけですか。そういう意味で、この第五条というののやっぱりいま局長のおっしゃっているような運営になつていこうとすれば、同時にまた根拠法規が、法律的な根拠がない。しかし、なかなかこれは議論を呼びやすいところですね。そして専門の憲法学者等の間にも、この第五条は相当注目している向きがございまして、根拠法規がないものを、やはりこういう利用規定等で制約をしているというところは基本的な人権なり、憲法に違反しないという大変な話まで出がちなことなるとは、そういう意味ではひとつこのオリセンとは関係ありませんが、国立婦人教育会館利用規則の第五条について再検討いただくというお考えでございますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 現在のところ再検討をするという考え方は当面ございせん。ただ運営につきましては、先ほど申し上げましたように、十分きめ細かく配慮をしながら、混乱の起きないよう運営をしておりますし、今後そのような方針で運営をしてみたいと思っております。

○勝又武一君 いまのところは局長なかなか苦しい御答弁のようではありますが、ざっとばらんにそういうところは、ひとつまた大臣にもお願いしておきますが、実情に合った形に、憲法じゃないんですから、これは。憲法ではない、利用規則程度でしようから、御検討をいただきたい、このことを要望申し上げます。

それから大臣に特にお聞きしたいんですが、法案の附則の四項で、文部省設置法第十条第五号の二にセンターを加えることになる。そうしますと、文部省の教育機関としてセンター、国立青年の家、少年自然の家、婦人教育会館、これらを管理し、及び運営する、こういう形に法律上なると思ひますね、たまたま上も。そうしますと、初等中等教育機関については文部省が直接の管理運営権を持たず、教育委員会が管理するようになってい、そういうことですね。これは地方教育行政法でそうなつていっているわけですか。そして、高等教育機関に対する文部省の管理運営の権限は、大学の自治によつて制限をされ、指導助言に限られている。この答問に入るような感じがしますね。おわかりですか、私の指摘している点は。要するに、もう少し言いますとね、高等教育機関というのは文部省の管理運営の権限だけ、大学の自治によつてチェックされますよね。そして、今度は初等中等教育機関というのは、文部省が直接やらないで、地方の教育委員会がやるわけですから、そうすると、社会教育において、文部省がセンターを含め教育機関を管理運営する、こうなるわけですね。国家の教育権を明文、具体化しています、先ほど私が指摘もしています社会教育法、こういう点からいいますと、この点は少し検討し直してもらったかどうかというふうに思ふんですが、大臣、私の趣旨がむずかしいでしょうか。御理解いただけますか。局長、いかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

す

青少年教育施設、あるいは婦人教育会館等、国立の社会教育施設については、直接文部省が管理

をするというところに問題があるのではないかと
いう御趣旨の御指摘だと思いますが、私ども運営
に当たりましては、それぞれ運営委員会等も願
いをいたしておりますし、また実際に青少年、あ
るいは婦人の方々の利用者のやっぱり御意向等も

十分反映しながら、運営に当たっていくということにつきましては、今後也十分配慮をしてまいりたいと思っておるわけでございまして、私どももいたしましては、やはり主として予算の面とか、あるいは定員の面とか、そういう面におきましては、社会教育局で十分お世話をするながら、その施設や生徒を、いかにいこうふうで考えておるべきかと

次第でございまして、実は国立婦人教育会館ができました際も、従来社会教育局婦人教育課で行っておりました事業の幾つかを、むしろ婦人教育会館に移しまして、むしろその会館の立場で実態に即しながら運営をしていただくような配慮もいたしておるわけでございまして、その点は十分御趣旨の点を配慮しながら、運営に当たってまいりたいと思ひます。

○勝又武一君 いまの点は、午前中の冒頭にも申し上げましたように、国立になったからといって、文部省が勝手気ままにやっているとはいんじゃないというところは再三申し上げて、従来のオリンピックとクセントターの運営方法というのを十分尊重してやっていく、こういう趣旨の答弁もありましたので、このところも同じようにひとつ今後の中で牛かしていただきたい、そのことを申し上げてこの問題はずまります。

あと、時間がなくなりましたので、私の最後の問題であります雇用なり、労働条件等の諸問題について、文部省側の意向なり、最後に理事長にもこの点についてはお伺いをしてまいりたい、なお、政労協議長にもお願いをしたいと思います。

管後の新センターを希望する者については、全員採用されるように措置をする、こう理解をしてよろしいですか。

○政府委員（望月哲太郎君） 雇用の問題につきましては、全員雇用をいたしたいと思っております。したがいまして、国家公務員になりたいという希望の方は全員国家公務員になっていただくように配慮をいたしております。

○勝又武一君それから、他の特殊法人を希望する者、あるいは、いま国家公務員の語がありましたが、他の県で、たとえば埼玉県とか、そういう他の県庁を希望する者、こういう者について、先ほどもありました国立大学を希望する者というものもありましたが、そういう人たちについて、これは文部省が責任を持って対処していただく

くと、こういうように理解してよろしゅうございますか。

○政府委員(望月哲太郎君) そのように御理解いただき結構でございます。

○勝又武一君 それから最後にもう一点、この間

題で、移管した後、切りかえのときには新セクターを希望すると、これは理事長の関係にもなると思いますが、しかし移管した後、その後においては

國立大學とか、こういう場合も私は起こり得る可
と同様に他の特例法人とか、地方公共団体とか
の希望を尊重して、今回の切りかえ措置と同じよ
うに文部省として御努力をいただけると、こうい
うように理解をしてよろしいですか。

○政府委員（望月哲太郎君）　そのように努力をいたしたいと思います。

○勝又武一君 それでは、ここは新セクターに移
つてからの問題にもなると思いますので、後でま
た理事長にもお願いしたいんですが、新セクター
を希望する者につきまして、いわゆる現給保障の
問題ですね。私たちもいろいろの關係でこれかか
わつてきておりますけれど、本来いろいろな事情
があるが、現給保障ということが、かかる場合
の大前提になってきていますし、私たちもいろい

ういう点で、これはもう現給保障が困難の場合、たとえば法律的に、たとえば人事院とか、そういう点いろいろあると思いますが、可能な限りいまの現給保障に近づくように努力をしていただけ、こういうようにこの点も考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 御承知のように、国家公務員になりますと、給与法の適用を受けますので、おのずからいろいろと制約もございますが、国立移管という特殊な事情を考慮して、センターに採用されたときに、國に採用されたものとみなして再計算をするほか、職員の学歴に応じて、それぞれに公務員試験合格者に準じた扱いをするとか、センター採用前の平均年数の換算等について

も、できるだけの考慮を払うことなどにつきまして、現行法令の許す範囲において、できるだけきめ細かい配慮を加えてもらうように、人事院と協議をいたしております。人事院も特別な事情を十分考慮するという方針でございます。

○勝又武一君 政労協議長にお伺いをいたしますが、オリセンの組合がごいますね、そうしていままで、理事長もいらっしゃいますが、理事長とこの間、オリセンの組合がいろいろ協定をされて

の間は、二十の組合がいる。世に言われた、そういうものがあると思いませんか。あるいは組合の慣行といいますが、こういうものは私の知る範囲ですべて尊重されて、従前の例によるとか、従来の慣行は尊重するとか、こういうことで、当然、その形態がどうなるかが、国立に移

管をし、オリセンの組合の形態がいろいろになる
 ということは仮にあり得たといいたしましても、い

ままでのそういうものが、新しい所長に従来のもののそういういわば慣行といえますか、いままで決められている事項といえますか、こういうものについては、かかる切りかえとか移管の場合には、私は大体尊重されまして引き継がれていると、こういうふうに思うんですが、政労協議長の間、いままでの経験の中で、あるいは事例の中でどうでしょうか。

○参考人(滝澤幸一君) お答えします。

これまでの間、私も特殊法人の統廃合といふことになりましたと、特殊法人のジャンルの中で統合とか、廃止、そして再雇用というケースがほとんどでございました。今度のケースは国家公務員になるといふ点が非常にいわばめんどような問題だったかと思っています。そういつた点で、全体的に申し上げますと、やはり特殊法人のジャンルの中できちんと雇用保障をしていくということの方が、何かとほかのジャンルの違った労働条件との中で、いろいろとむずかしい調整をしなきゃならないということに比べればやはりいいと思いますし、職員の側から見ても、そういつた点で同じ特殊法人のジャンルの中で雇用ということをやったり強く希望しているように思います。

さて本件のようなケースにつきまして、私どもとしては、かかる統廃合の問題については、民間的に言えば会社都合の整理なでありますから、一〇〇％国がめんどろを見てきてしかるべきだと私は思っています。しかしながら、現状法律的な制約とかいろいろと問題がありまして、われわれのいわゆる既得権というものが、そのままきちんと引き継がれている状況にないことを非常に遺憾に思っています。しかしながら、われわれとして

は、その点につきましても、この間労働協約等々は、確認した問題について、やはりその履行について、新しい所長並びに文部省にそれを求めている、新しい、この間文書的な手続の問題についても、センターの労使間の協定ではその後のことにも

ついで保障がありませんから、したがって、協定におきましては、立会人としたしまして、文部

省のしかるべき人と、それから労働組合としては私どもが連名で確認書を確認しておりますので、私はその限りにおいてはきちんと文部省側、政府側としては守っていただけのもというふうに考へています。

○勝又武一君　この点は文部省側もよろしゅうございますね。

○政府委員（望月哲太郎君）　新しい所長に從來の

労働条件の問題について、いろいろ出された意見を引き継ぐということになっております。引き継がれたものにつきましては、おのずから国家公務員の場合にいろいろの服務の法令その他の制約もございます。その制約の中でできるだけ細かくいろいろと検討をし、配慮もしてまいりたい、このように考えております。

○勝又武一君 本人が希望する転勤の場合とか、あるいはこの退職金の通算の問題ですね、現センターへの在職期間の通算の問題とか、職員住宅の確保の問題とか、こういうふうな問題についてもよろしくごさいますね。

○政府委員(望月哲太郎君) 転勤の問題につきましては、文部省の場合、一般的に本人の希望その他の事情も十分考慮しながら、きめ細かい人事を現在までやってきております。したがって、オリンピックのセンターが文部省直轄の機関になりました場合に、従来の文部省の方針からいきましても、十分本人の希望、事情等を配慮して人事をやつてまいりたいと思つておりますので、その点は十分事情を考慮したきめ細かい人事をやるといふことについては、お約束できるわけでございます。

それから、職員住宅につきましては、十分配慮いたしまして、希望の者はなるべく早く全部入居できるようにいたしたいと思つております。

○勝又武一君 それでは、特殊法人を希望する方々の問題であります。この方々の給与については、いわゆる特殊法人同士でありますから、現給が保障されるようにあつせんをしていただく、このことはよろしくごさいますか。

○政府委員(望月哲太郎君) そのようにいたします。

○勝又武一君 なお、特殊法人同士の間でも格づけという問題があると思ひますが、これも現行を下回らないように努力していただけますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 努力いたします。

○勝又武一君 特殊法人間の退職金の通算の問題、これもセンター在職期間が通算をされる、こ

のように考えてよろしくごさいますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 受け入れる特殊法人にそのように対応するようにしてもらふことにいたしましたと思ひます。

○勝又武一君 先ほど言いました県ですね、一例ですが、たとえば埼玉県とか、そういう地方公共団体、あるいは国立大学を希望する、そういう方々についての問題であります。この方々の問題もなかなか、国と同じように県に行つた場合にも、その県の実情等がございまして、問題があると思ひますけれども、それから県によつては国の基準よりどうかどうかといふいろいろございすね。そういうことがありますけれども、それらについては、先ほど新しいセンターの方を希望する者について、つまり国家公務員並みにしていただいた方の取り扱いと同じように、原則的には最大限のいまの本人の現給保障という原則に立つて御努力をいただきますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 努力いたします。

○勝又武一君 なお、この退職金の問題ですね。これについては同じように、これも先ほどの新センターを希望される方と同じように、センターの在職期間が通算されると、こういうふうな考えてよろしくごさいますか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先ほどちょっと私答弁漏れをいたしましたかもしれないが、センターから国家公務員になる場合には、この退職金には在職期間を通算して対応することにいたしております。それから、地方公共団体に行く場合には、一たん国家公務員にしまして、まずセンターと国との間の通算をいたしまして、それで今度は国と地方公共団体との通算ということにする方が制度的には容易でございますので、いづれにいたしましても、そういう方法によつて通算されるようにいたしたいと思ひます。

○勝又武一君 いまのようなことは私も地方公務員の経験がありますからよくわかるのであります。が、いまのように局長の方で、一度国家公務員に切りかえて確実に通算をして、それから地方公務

員にしたいだくなき細かい配慮までしていただいている点については私も敬意を表します。

最後に、退職を希望する方々ですね、この方については現行の退職給与規程に基づいて割り増し退職金を支給すると、こういうことで確認してよろしくごさいますか。

○政府委員(望月哲太郎君) あるいは理事長から御答弁いただくべき課題かもしれませんが、理事長の方はそういう御意向でございますし、文部省といたしましてはその御意向に沿うようにいたしたいと思つております。

○勝又武一君 理事長いかがですか。

○参考人(安養寺重夫君) そのようにさしていただきたいと思つております。

○勝又武一君 この職員住宅に居住する者につきまして、現在の職員住宅に居住できるように、この点も確認をしてよろしくごさいますか。

○政府委員(望月哲太郎君) よろしくごさいます。

○勝又武一君 これも非常に細かい問題であります。最後に、非常勤職員の方で希望する者がありましたら、これも従前の例を尊重して雇用されるとき、こういうようにこの点も確認してよろしいでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) そのようにいたしましたと思つております。

○勝又武一君 それでは、最後に理事長にお聞きをいたしますが、以上この文部省側と御確認をいたしましたが、それぞれ雇用なり、労働条件の問題というのは、新しいセンターの中でやっぱり重要な部分が出てくると思ひます。そういう点については、理事長が新たな所長に十分やはり引き継ぎをしていただきたい。そして理事長としていま文部省側が御確認いただいたことを、新しい移管後のセンターの所長に明確に引き継ぎをしていただいて、このことが誤りのないように運営をしていただきたい、こういうふうに思ひます。が、理事長としてこの見解はいかがですか。

○参考人(安養寺重夫君) 私からお願ひをすべき筋なり、自分自身が決心すべき事柄のすべてでございまして、先生のお話のようなことで、関係者並びに自分自身にもそのようにしたいと思つております。

○勝又武一君 終わります。

○小巻敏雄君 共産党を代表いたしまして大臣に質問をいたします。

この法律案は、ここにおられる前文相の内藤さんのとき、さらにその前の砂田さんのころから、この国会に持ち込まれてきておる問題であります。このオリンピックセンターについては、谷垣文部大臣もこの点は引き継ぎは受けておられたと思うわけですが、このセンターがどういう趣旨で設立されたのか、まず改めて伺ひをしたいと思ひます。

○國務大臣(谷垣重一君) このセンターというのは、いま現存しておるということでございます。

○小巻敏雄君 そうです。

○國務大臣(谷垣重一君) これは昭和四十年に設立をされたわけで、御存じのとおりであります。が、オリンピックの選手村をどういうふうな利用するかということから出てまいりまして、その施設を管理をし、また青少年教育のためにこれを利用すると、こういうことから特殊法人として出発をした、こういうふうな考えております。

○小巻敏雄君 いまこの特殊法人を廃止をして、文部省の直轄にしようとするわけでありまして、特殊法人として出発するにはまあそれだけの理由があつて、当時の愛知文相から、特殊法人こそベターな道だということで提案されたのはお聞きいただいていると思うわけですが、その理由は、どういふことだったわけですか。

○國務大臣(谷垣重一君) 私の聞いておりますところでは、いま申しましたようなオリンピックに使ひました建物の運営管理、そしてまたそれを青少年教育のために使つていくと、こういう場合には民間の特殊法人の方が国立よりもいいじゃない

か、こういうことで特殊法人として出発をしたと、
 こういうふう聞いております。

○小巻敏雄君 それはいいと思ったから提案したに違いないんですけれども、なぜよいのかというわけですね。現在は直轄にしなければならぬと、こう言っているわけですね。しかし、当時の文部大臣は、直轄にしたのでは設立の趣旨を生かす上でよくない点がある、そこで特殊法人にしよう、ということになったわけですね。

第一は、直轄にしたのでは弾力的運営に欠ける点が出てくる、こういうことだったと思うのです。聞いておられますか、その点は。

○国務大臣(谷垣專一君) 担当の方の局長等からはそういうふう聞いております。

○小巻敏雄君 第二番目には、一つは、当時から非常に財政節約の問題があって、公務員をむやみに増員するということは避けなければならぬというので、特殊法人を選んだということが二番目の理由に挙がっておりますし、特殊法人になれば、一定の収入も確保することができると、直営ではそれはできないというのが挙がっております。

三番目には、文部省直営に比べて、この特殊法人方式は他の省庁との連絡に一層便利である、地方公共団体との協力についてもよりすぐれておるといふような点も挙げられておりました。

四番目には、自発活動を盛んにしていくという意味合いで、文部省が恣意的に指導するのをチェックする、この観点も必要だということを当時の文部大臣は述べております。

それから最後に、オリンピックという行事を記念してその施設を使うのだから、その設立の趣旨が間違いない生かされていく上では、法律にそのことをうたい込んで、そうして、その法のもとに設置をされた特殊法人こそ最も適切だという、五つの点にわたって述べられておるわけであります。

この点については、もういまでは通用しなくなっているんですか。この状況については、文部大臣

引き継ぎを受けられて、どうお考えになりますか。

○国務大臣(谷垣專一君) いまおっしゃいましたような問題の、実は細かいところまでは、私よく説明を聞いておりません。私が引き継ぎをいたしましたときは、すでにオリンピックの今回提案いたしましたとおり法律そのものが国会に提案された後でございまして、最初私がお答えしましたようなことはお聞きいたしました。いまだんだんとお話を伺いきいたしております。何と申しますかディテールにわたりますとは、そこまで十分に私もまだ引き継ぎと申しますか、その段階ではもうすでに法律ができておいて、それを提案しておる状況でございまして。

○小巻敏雄君 この問題については、世論としてもかなり大きな反対運動があり、そして、そこにいる人たちは非常に熱烈に特殊法人としての存続を願っているという状況下で、大臣率直な御答弁ですと、私はこうして一番責任のある人が、こういう状況をつまびらかに知らないで、一つの組織をなくしちゃって、そして新しいものをつくっていく、その効能書きだけを聞いておられるというふうな状況では、私もとしては審議を尽くす上から見ても容易に賛成しがたいと、こう言わざるを得ないわけでありまして。

ここで愛知文相が述べられた点は、一つずついまいがめても、なかなかかりっぱなことを言うておると思うんです。特に、青少年の教育というものは、社会教育法等でも述べておるうちに、自主性、自立性が望まれるものであって、この点から勘案して考えてみるということ、そしてオリンピックという行事、これは権力とは厳格に切り離されて行われるべきものであります。カーターがどう言われたとか、大平さんがひついたりとかいうものでないんです、もともと。そういうものをこうしてよく考えてつくられたのが、わずか十年たつと全く逆転してくる。国民がこれに對して、あるいは利用者が、納得がいけないというふう

うに考えるのが自然なことだと私は思うんです。この点で、愛知さんがこう言って五項目の項目を挙げて設置をした、その趣旨を受けて安養寺理事長はこの運営に当たってこれらなんだと私は思うわけですね。どうですか、理事長。

○参考人(安養寺重夫君) 現在法規にそれぞれ課せられた目的もございまして、おっしゃる通りに、センターの目的を最大限に活用するように努力をしておるわけでございまして。

○小巻敏雄君 それは理事長がつぶし屋になっちゃったら、設置した趣旨も達げられるものではない。まあこういう点では理事長は非常に厳しい状況下で就任をされて、こういう赤穂城明け渡しとか、伊達騒動の中で、どっちへ行くかというような状況下で、その任に立たれたわけですから、その点は非常に御苦労だったと思うわけですが、このオリンピックセンターの運営に全責任を持つて当たってこれられた理事長として、いままでのこの運営は、設置の趣旨に照らして成果を上げて、前進をして、国民の要請にこたえることができたお考えになっておるのか、そうでないのか。まあ何事にも百点満点の、百点ということはないものですけれども、どこが足りなくて、どういふことが望まれておったのか、現理事長に対してその考えをお伺いします。

○参考人(安養寺重夫君) 大変むずかしい問題でございまして、現在あの大きな都市的施設をたくさんの方に御利用いただいております。ことに關する限りは、まあわれわれの希望なり、努力が実についておるんじゃないかと思っております。ただ、内外にいろいろそういう状況について御批判なり、なおよりよく充実すべきであるというふうな御激励もございまして、将来かけてあのような多目的な施設が老朽化しつつある今日、どのよう将来計画立てるかという新しい観点を踏まえて考えます際には、なお一層まあ努力すべき余地が多々あるんじゃないかと。それについていろいろ外部の方、内部の役職員一同がいろいろとまあ検討も重ねてきておるといふのが偽らない

現状でございまして、今回このような問題も一つのその帰着点ではないかと、かように受けとめておるわけでございまして。

○小巻敏雄君 職員の努力と、設置の趣旨に沿う運営によって目的はおおよそ達げられたと、こういうふうに言われておるわけでありまして。確かに百万を超える利用者があり、その利用団体もなかなか多岐にわたっております。よく引き合いに出される青年の家など国立で持っておりますけれども、こういうものと比べると、その事業内容というものはずっと自由で、多彩で、私は独特の風格があった、これを失いたくないというふうに思う人たちは、この心配がある限り、容易に賛成はできないわけでありまして、なおすべて不十分な点というものはあるものです。当然、目的を達げるためには、それらの不十分な点は充実し、是正していかなければならぬと思っておりますが、具体的には、一番問題点ですね、しなければならぬと、不十分だと思われた点はどこにあったわけですか、理事長。

○参考人(安養寺重夫君) 私もただか三年前の経験でございまして、十分意を尽くした御説明はできかねますが、在来このような施設がいろいろ自主的な活動に對して条件設定をしていくというふうなことにしましては、使用の内容は難多でございまして、それなりに一つの仕事として十分遂行できてきたんではないかと思っております。ただ、だんだんに青少年活動のあり方なり、これからの高学歴下における在学青少年の学習の問題等々広く考えます際に、ともかくあのような物的な条件、施設の面をとりたてて申すわけではございませぬけれども、そういうような中で、いろいろ考え直す機会を与えていただいたこと。その点につきましてはいろいろ在来やりましたことではなお十分ではないかと。新しく、たとえばでございまして、情報活動なり、あるいは連絡協力の活動であるとか、そういったもの一つとりまして、まだまだ活動を新しく組み立てる余地は十二分にあると。そういう点を含めまして、よりよ

く充実するということは、あの施設に課せられた新しい使命であるべきだと、かように考えておるわけでございます。

○小巻敏雄君 前国会以来この問題を審議しておったわけですから、私も文教委員として委員視察もさせていただきましたし、みずから赴いて見せてもらったこともあるわけです。全体としてかなりお金をかけて、今日の状況ではスケールは大きいんですけれども老朽をしておるような要素とか、さまざまな今日の課題にこたえて新しい設備を設ける必要は十分に感じたですね、私が見たところでも。しかし、それはあくまでも趣旨に沿って、スポーツ施設一つを見ても、あそこを見れば、ここに千名とか、こう泊まっておる人が集団的な活動するとか、場合によればシンボルになるようなグラウンドというようなものがあつたらどんなによからうかと、さまざまな問題は感じたところでもあります。しかし、これらの問題が、果たして直轄になればできて、直轄でなければできないということはどうしてもわからぬわけですね、この点は。

理事長は前職は何をやっておられましたか。
○参考人(安養寺重夫君) 文部省の体育局長をやっておりました。

○小巻敏雄君 もともとオリンピックという体育に関する世界的な行事を引き受けて、体育を機軸にしながら、この施設を利用して青少年教育をやっているという、このポイントが転換をされては設置の趣旨に沿わなくなると思ふんですね。これは体育局長がセンターに出向されたというのか、天下ったという人もありますが、出て行かれたというのとは、それなりに設置のいわれがあると思ふんです。ところが、これが新しい直轄に変わるといふことが決まりました。文部省では体育局長の所管であったこの補助事業等を、社会教育局に途中から変えてしまっているわけですね。こういうことも当時として普通に見れば理解に苦しむところだと思ふんですが、この点はどういうわけだったんですか。これはひとつ局長にお

伺いしましょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) このオリンピック記念青少年総合センターを、国立競技場と統合することについてのいろいろな議論がやかましくなつてまいりました時期におきまして、やはりそこらのことについては、むしろそれぞれの施設の性格を明確にするというふうなことも必要ではないかというふうな御議論もございました。そうして、いろいろその後の特殊法人の整理、合理化の問題についての御議論の経緯その他を踏まえて、五十二年の四月に体育局から社会教育局に所管を移したわけでございます。

○小巻敏雄君 国立競技場とオリンピックセンターの合体を迫るというふうなことは本当に上からの荒療治で、私は適切な処置じゃないと思ふんです。しかし、そのとき以来文部省がこれを受けて、いずれまいたの上に乗ったということなら、社会教育局の方で今日のように私は乗っ取ろうとする方針でも出されたのかというふうに、いまから振り返ると見えてくるわけでありまして、一方で、設立の趣旨に即しながらこのオリンピックセンターというのは役割割りを果たし、確かに一定の手直し、改善、将来展望を改めて構想すべきときが来ておつたと思ふわけですね。これについては理事長は最も責任重いのと思ふんです。これに対して従来員も非常に熱心に取り組まれて、改善案というものをオリンピックセンター労働組合が出されたというふうな聞いておるんですが、理事長はこの点についてはよく協議されたわけですか。

○参考人(安養寺重夫君) この統合問題が出ました内外でいろいろこれに対する反応がございました。組合のまとめたセンターの将来計画案といひますか、あるべき姿というんですか、それもそのような時期に出ておりました、私就任前ではございますけれども、よくそれは熟知しております。

○小巻敏雄君 その内容についてはどんな評価をされ、それについて、その内容のすぐれたものについて

については実現の努力をするというふうなことはやられたですか。

○参考人(安養寺重夫君) 私、就任いたしました以来、いろいろむずかしい環境、条件下にはございましたけれども、役職員一致しましていろいろ改良すべき点で、できることは幾つかしてきつたりしております。それはもちろん外からの御注文もございまして、内から職員全体の意見をまとめたものもございまして、いま御指摘の組合の作業したことに加わるものもございましたり、いろいろございまして。

○小巻敏雄君 どうもよくは理事長の答弁すつきりしないと思ふんですね。もうどうせ二、三年後にはなくなっちゃうんだから、余りがんばつても仕方がないなと思われたんじゃないかと思ふんですけれども、そんな人が理事長で頭の上におつたんじゃない、よくはもう職員一同救われぬと思ふんです。非常に私は熱心に、職員は自己の職務に忠実で、必ずしも義務ではないという将来展望の問題についてよく勉強し、提案をしてこられたわけでありまして、この点について、それは政労協の議長の高澤さんに、これは一体どういう目的で、おおよそどんな案を出したのか、手短かに御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(高澤幸一君) お答えします。私も特殊法人は、御存じのとおり政策実施機関でありまして、常に国民の側に向いたそういう事業運営、あるいは職務態度というのが必要だと思ひます。ことにセンターのようにサービス労働の労働者においては、特段その配慮が必要だと思ひます。

このセンターの統合問題が発生して以来、組合側としても現状でいいということではなくて、現状をよりよく、いま言った趣旨の方向に改善するために、やはりわれわれ自身が進んで、仕事を一番知っているわけでありまして、最も具体的かつ今日のなセンターの改革案がつくれると、こういう立場からこの種の資料づくりをいたしてきたところでありまして。しかしながら、すでにその状

況におきましては、オリンピックセンターの将来性問題について、文部省の側としては直轄化の方向での議論が内々進んでいったと推測します。われわれがつくりました現状の特殊法人としての改革案というものは、ほとんど主要な部分については、予算上の制約とか、あるいは文部省との折衝の段階で、その実現についてはむずかしいやの理事者の団体交渉における発言をわれわれとしては聞いて今日までできております。したがって、この間私も非常に不満に思ひますのは、今日のセンターが直轄化される前に、労働組合の提起したさまざまなこの改革案を実施するならば、当然このまま十分、つまり特殊法人のままで十分存続することはできたし、さらに国民の期待に沿うことができたであろうという点について、いまでもその点を確信を持っております。

○小巻敏雄君 私もなかなか感服しながら読んでいたんですが、七項でありまして、「生活環境の整備」というのは、若干古びており、浴室やWCの問題から食堂の能力等まであわせて宿泊定数二千五百名だけでも、実際には二千名にするのが適切であろうとか、あるいは個室を望む今日の状況に対して、「一室四、五人なん」というのは三人ぐらいにして、ちゃんとやつたらよろしいというふうなものから、あるいは教育環境の整備、新しい社会的なニーズにもこたえて、研修室や体育室、図書室、それからセンターのシンボルというべき広場についての設置を求め、これがずつと逐次整備されていけば、いままで健康やかに伸びてきた制度が、新しい力を得て私は発展するに違いないというビジョンを与えるものだと思ふわけでありまして。なかなか私はよくできておると思ふんです。青少年団体の受け付けや、世話等についても、押しつけにならないと同時に、しかるべき秩序を持つように、朝の集い、夕べの集いなんかの問題についても非常に細やかに記述をされております。たとえば、国立青年の家の持つておるような長所と批判を受けるその部分につ

いはよく見て、朝だけはやるけれども、状況によつては自由参加にすとか、夕べの集いは全体として見れば無理があるから行わない方がよいとか、こういう運用が厳密に、きめ細かに出てくるところが私は特殊法人のうまみであり、よさだろと思うわけなんです。

しかし、実際に今度文部省の方で新しい状況の中で計画をされると、こういうものをまだ聞いてないんです。法案審議をいまやるんだから、これらの状況をいろいろ問題があったのについて、これだけのことはやりたいと、こうやろうと思えば仕事も大きいから、これは特殊法人で補助金ぐらゐでは無理だと、直轄にするばあれもできます、これもできますというふうに示されるなら、私もどうしてもそれは別の態度でこれを受けとめて研究をするということになるんですが、残念ながら私もこういうふうな具体に触れた説明をこの法案の審議の中でまだ聞くことができていないんです。

ここで文部大臣にお伺いしますが、文部省に元体育局長としてお勤めであつた、文部省の空気が熟知しておる局長が、オリンピックセンターへ出て、そして職員とともにやってきた三年間の実績というのは、設置の趣旨に即して努力の結果、一定の満足すべき実績を上げてきておるといふふうに先ほど説明されたわけですか。この点については文部大臣はどう思われますか。その点はそういうふうな受け取られますか。

○国務大臣(谷垣重一君) いまの理事長あるいはその前の理事長の方々もありますし、またずっとその間努力をしてやっていた職員の方々、私はよくやってきていたのだと思ひます。ことに利用者もおよそ百万を越すような段階に入つて、よくやってきておられると思ひます。ただ、先ほどの午前中の御質問にもお答えをいたしましたように、新しい状況と申しますか、非常に大きく変化してまいりました。青少年の研修、教育というふうなものの必要性、あるいはそのの質をもう少し高くしなかならぬというふう

な問題、あるいは各地にございます国・公立等のそれぞれの青少年の研修施設等、これに對してしまつてその一つの連絡調整の仕事をするというふうな、新しい状況に對するところを考へていかなきやならない、その意味におきまして、ちやうどこの施設がさらに有効に動いていく、発展を持ていくというその見通しにおいて、国立に移管をしてやつていくということをお願いをして提案をしておるわけでございます。いままでの各関係者がいろいろと工夫をこらしやつてこられましたことは、それはそれなりに私たちは評価をしておるところでございます。

○小巻敏雄君 新しいニードが出てきたら、既設の施設を取るなんということができるのかどうかというところなんです。問題は、社会教育のさまざまな施設を現在持つております。青年の家もあれば、婦人教育会館もある。これの教育上の連絡機関を設置するというのは一つの問題ですね。しかし、それが既設の別目的を持つて出たものに乗つて進めるなんというところは普通できるものじゃない。私はこれができたのは、文部大臣ここで言われませんでしたけれども、行政改革の一環として特殊法人を減らすというのがあるから、まあいわばそれに便乗して出てきておるわけだ、それは疑う余地のない問題だと思ふんです。これは行政改革の一環として特殊法人の数を減らすために行われるのだと、こういうふうな聞いておられるんじゃないんですか、文部大臣、いかがですか。

○国務大臣(谷垣重一君) この問題が行政改革の上から促進されてきたということは十分私もよく聞いております。ただ、それは特殊法人をつぶすというそれからだけきくわけではない。それは行政改革そのものが私にきくわけでもない。それは行政改革そのものが、両方のいろんなこれらの仕事の分担等も考へて、こういう結論に達してきたと、そういうふうには私は考へております。

○小巻敏雄君 行政改革が経費の節約だというのはこれはもう大原則なわけだと思ふんです。その

れ以外に行政改革、特に公社の数を減らすというふうな問題は私にはないと思ふんですけれども、この点については、行政改革であればどんな荒療治をやつてもいいというところはありますから、それだから行政改革には運用上の原則があるわけだと思ふんです。

局長にお伺いしますが、これが行政改革の筋から閣議で問題になつて、そして文部省直轄にしろというときには、行政改革上のどういふ原則がこれに適用されたのか、これを答へていただきたいと思ふんです。

○政府委員(望月哲太郎君) 本来でございますと、行政管理庁の所管の事項でございますが、私も承知しておる限りにおきましては、特殊法人の整理合理化の一つのあれとして、その機能が終つたとか、いろんなことがありますが、そのほか、その他特別な事情というのがあるがございまして、今回の場合には、時代の進展に即して社会教育施設として、特殊法人の発展的解消を図るという観点からの措置でございますので、従来の行管からの御説明その他も、その他の特別な事情ということと該当するということ御説明を受けております。

○小巻敏雄君 行政改革で明文されておるのは三項目あつて、その任務を終わつたに始まつて、非常明に明示されておるんですね。その条項にはどれ一つとして該当しない。簡単に言えば文部省がたまたまそれでは新しい機構上の組織、機構を求めておるから、この際それを遂げさせるためにつづすというふうなことは、よくはこんなことが行われたら行政改革というのは非常に乱脈なものになつてしまふと思ふわけでありまして、したがつて、私は通常の行政改革に言われるような節約の趣旨というのは、これでは達することはないと思ふわけでありまして、まず第一にこの点では、経費の点ではどうなりますか、この特殊法人の場合と直轄になつた場合と。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。経費の節約といつたしましては、役員、組織の解消によりまして約六千万円の経費が浮くわけでございます。そのほか特殊法人からの職員の受け入れに万全を期すということ等も含めまして、定員の七十八名を確保したわけでございますが、その際文部省の既定の定員から三十五名を振りかえるということと措置いたしましたので、その分にかかわる人件費についての節約が図られるということが主たる節約の部分でございます。

○小巻敏雄君 それは、役員の月給が常から高過ぎるやつが浮くというの、よくはおもしろい説明を聞くものだと思ふんです。必要だから払つていくわけでしょう。必要なものを切り飛ばして金が浮いたんじや、よくはこれは困ると思ふんですが、この場合には不必要なものなんですか。

○政府委員(望月哲太郎君) これは設置形態にもよりまして、特殊法人の場合には、理事長以下理事、監事等の役員を配置するということになつておりまして、直轄の場合には、その点が役員組織という形での管理組織にはならないわけでございます。それはおのずからその施設の性格によつて違つてくるということでございます。

○小巻敏雄君 私ここでさういふ文部大臣にお伺いしたいと思ふんですが、いまお聞きになつておりますように、このオリンピックセンターの廃止直轄化案というのは、オリンピックセンター自身は着々と設置目的に對して成果を上げ、より発展を願つており、ほかのところのように汚職をやつたわけじやなし、よくちを打つたという話も聞きませんし、なかなかかりつぱな運営が行われておるのを、全く別途の理由をもつて設置がえをされていくということになるんです。これに對してはかなりの反対運動が起つております。一体それがどういふ理由でこれに對してさまざまな反対意見が上げられたのか。この点もひとつ明らかにしなければならぬと思ふんですが、局長御存じですか。

○政府委員(望月哲太郎君) この直轄化の問題が出てまいりましたときに、直轄化されると、きわ

○小巻敏雄君 それについても心配がないようにということだと、一片のここのでの答弁ということを越えて、私は将来構想をやっぱり具体的に示されるということが必要だろうと思うんです。国立青年の家なり、婦人会館なり、いろいろな既設の設備があります。それぞれ人の顔が違うように、幾らかニュアンスも違いますが、このセンターでは、たとえ国立化しても、愛知文相が設置の趣旨において約束されたような問題は、具体的にこのようにして生かしていくと、これが本当に示されなければ、そのためには私はなお慎重審議

者の方々等にお集まりをいただいで、現在鋭意將來の問題について御検討をいただいでおるわけでございます。なお、基本的にはその中でやはり都市のあいまいい場所があるというところであり、やっぱり多様な機能を持たした弾力的に活用されるようにすることが必要であるというふうなことの御意見も当然に出されておるわけでございまして、専門家の方々がそういうことも念頭に置きながら、御検討をいただいておるというところでございます。

○小巻敏雄君　私は、専門家が集まって協議する

○政府委員（望月哲太郎君）　まあ現在御検討中でございますので、その結論をお待ちしておるわけでございますが、直ちに五十六年度から具體的な活動に着手するという段階にはなかなか相なりが

ところでございまして、あるいは私はそれはなかなかかむずかしいのかもしれないと思っております。ただ、五十六年度に対して、何らかの形である程度まとまりをつけたという気持ちには私はいまだ持っておりますとございします。ただ、そこまで来ておつてということでありますが、先ほど来申し上げておりますとおり、具体的な問題はまだまだもうちょっとはつきりいたしかねる。先ほど言いましたように、都市における研修施設としての役割割りを十分果たすようなものにしたい。このことはそれぞれの方々に申して、案を練っていた

だいておるところでございますが、御報告をいたすまでのところは残念ながらまだできていない、こういうところでございます。

○小巻敏雄君 ときどき私は学習指導要領の見直しの問題とか、あるいは予算のあれでも、国会が終わった翌日発表したりするんですね。そういうことにしばしば行き会うわけです。少なくともこれだけ関係者が深い関心を集めて、世論の注目の中で審議される法律の中では、できる限り他意なく、青少年教育のために提案をされるということなら、これらのものは中間報告なり、具体的な案を提示をして審議を私は求められるべきだと思ふんです。これが出てくれば、いわば新しくオリンピックセンターが直轄になった後の顔つきがわかってくるわけです、新しい姿が。それを抜きにして討論をするというのは、これは私もどしどし非常に慎重にならざるを得ないわけです。もういま四月に入っているわけですよ。あと一カ月半もたてば国会は終わるわけですね。そうしたら、もうその時点では来年度予算について、山場も迎えてくることになる、こういう点からしても、三年越しでぶら下がってあったこの法律案について、私は文部省の提示する態度は官僚的だと言わざるを得ないわけです。通してさきくれば、後の料理は任せておけ、こういうふうになつて、内容を明らかにして審議をせよという態度に欠けた点があるんじゃないか、私はそう思うわけです。

最後に、やっぱり私も職員の出退の問題についてただしておきたいと思うわけでありまして。これは理事長にお伺いをするわけです。一つの機関が命を終わろうとするわけですから、ここに労働三権も持った労働者が働いておるのが、新しい状況になるわけですね。江戸城明け渡したみたいなところですから、ここではいろいろ御心労もあつたかと思ひますが、職員の処遇については責任を持って被使用者と話をしてくられたか。それについては、いま責任を持っていい結果を得ることができると言うことができますか。いかがですか。

○参考人(安養寺重夫君) 職員の出退につきましても、いろいろと団体交渉等におきまして、双方の意見を整理したわけでございますが、最近の段階におきまして、その全体についてのわれわれの段階での約束ごと、取り固めをいたしました。そのすべてを文部省に差し上げておりまして、そのとおりやっていたかどうかにお願ひもし、自分でできることは自分でぜひそれをやりたい。また全体そのようなお手配をいただけたものだといふぐあいに考えておるわけでございます。

○小巻敏雄君 安養寺理事長は、三月二十五日にオリセンの執行委員長の木村さんとの間に確認書を取り交わされたといふふう聞いておりますが、間違ひありませんね。

○参考人(安養寺重夫君) そのようなことでございます。

○小巻敏雄君 八月十五日過ぎてから階級を上げてもらつても、日本陸軍でもほかないこともあつたんですよ。だから、あなたはもうこれでいいですからね、これが文部省で尊重されなければ何にもならぬわけです。その点については確信を持っておりますか。

○参考人(安養寺重夫君) 確信を持っております。

○小巻敏雄君 まあ大臣お聞きのとおり、安養寺さんは最後に職員の行く手を考えて、さまざま深刻な話し合いを行つて、オリンピックセンター労働組合との間にも、自分が当然しなければならぬと思うことは約束もして、文部省と折衝してこられたといふふう聞いております。これは大臣、大体実るようにならざるやられますか。いかがですか。

○国務大臣(谷垣重一君) 引き受けました。

○小巻敏雄君 終わります。

○理事(高橋善吉君) 両参考人におかれましては長時間にわたり御出帯いただきまして、まことにありがとうございます。どうぞ御退席いだいて結構です。

○柏原ヤス君 オリピックセンターを廃止し、

文部省に直轄した後の運営や、そのあり方などを中心にお尋ねしたいと思ひます。

まず、利用する側で大きな不安を持つております点は、国立にした場合も、国民の側に立つた運営をしてくれるかどうかということです。そういう点から、この利用については、いままでの実態どおりだ、直轄後も変わりませんという答弁をなさつておりますが、利用者の使用目的、また使用の内容、こういうものに對して、制限あるいは制約がかかるようなことはないか。これをもう一度念を押してお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

国立婦人教育会館が最近設置された直轄の機関でございます。私もそれはそれと同様の考え方、このオリンピックセンターについては運営に当たりたいと思つておるわけでございます。したがって、政治教育あるいは宗教教育につきましても、若干の規定は置かしていただきますが、従来までのこのセンターを御利用いただいている団体の利用の実態その他から見ても、国立になりましたも従来どおり御利用いただけるものと考えております。

○柏原ヤス君 そこで、青少年団体以外の利用についてお尋ねしておきますが、特殊法人である現在のオリセンの場合には、一般の利用が可能であるという条文がはつきり示されております。今回提案されている法案の中では、この点が不明確。先ほどの御答弁のように、利用についてはいままでの実態どおりだといふ約束でございますが、利用する側の不安といふのはこうした点もあると思ふんです。いま申し上げました一般の利用者、この件について、やがて利用規則といったようなものができると思ひますが、その中に明確に文章化するといふことをここでござつていただけたらいいか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先生御指摘のようにな、いろいろ皆様方御心配でもございまして、ぜひその規定は、新しいセンターの利用規則の中に

に設けたいと思つております。

○柏原ヤス君 運営面についてお尋ねいたしますが、オリンピックセンターの運営については運営委員会、協力者会議、この二つの機構を設けて運営をしていくといふふうにお聞きしておりますが、問題はこうした形式的な機構として置かれていく、これでは何にもならない。こうした機構が自主的に機能化すること、生かされた運営ができるようにするといふことが大事であり、それがねらいであるからこういう機構を設けると思ひますが、さらに利用する民間の青少年団体の意見、こういうものがやはり反映されるということが大事だと思ひますが、こうした民間の青少年団体の意見を反映するということについての何か具体的なお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

先ほど先生御指摘のございました運営委員会、それから調査研究あるいは連絡協力の事業を考へていく際の協力者会議、これらにつきましても、この中にももちろん青少年団体の関係の方にできるだけ多数参加をしていただきまして、実際に実態に即した御意見を伺いながら、いろんなプランを考へていきたいと思ひますが、青少年団体といつても数多うございまして。ですから、全部が全部この機構に受け入れるということもなかなかむずかしい面はございまして、これはセンターとして現在もやはりいろいろと青少年団体の方と接触するような場をできるだけしつらえるようにしておりますが、新しい機関になりましたも、できるだけ青少年団体の方が実態的にセンターの運営なり、将来の問題なりについて、率直な御意見を聞かしていただけるような方策を積極的に考へてまいりたいと思つております。

○柏原ヤス君 職員の配置とか、また施設の改善、こういうのに期待をするものでございしますが、オリンピックセンターを国の直轄機関にするという方が、時代の要請あるいは新しい時代の進展に

応じた体制にできるからだと、よりよい機能を發揮することができるとか、非常に御答弁の中には積極的な点がうかがわれるんですが、直轄にしてみてもいまのままの施設、あるいは職員の数、配置、これでは余り変わらないんじゃないかと、こういうふうに思います。

この点については、いろいろなグループから意見がすでに出てきているわけです。御承知だと思いますけれども、青少年センター基本構想検討委員会ここからは基本構想。オリンピックセンターの労働組合からは改善案。オリンピックセンター拡充推進青少年団体委員会からは拡充計画。また、オリンピック記念青少年総合センターの整備計画についての懇談会からは、整備計画の基本構想について非常によい意見が、報告が出ております。

また、いづれにしても、現在の施設は米軍宿舎の中古施設の転用で、とにかく古い建物を使っているわけで、ぼろといえども本当にぼろだなという建物でございませうね。そうした青少年施設としての機能は、もう不十分だということではだれでも認めている。これをどう整備充実させるかということであって、直轄にするということには、これには非常な力を入れようとするためのものであると思うのです。格段の拡充を図るべきだと、こういうふうに、格段というふうに私力を入れて、その御構想をお聞かせいただきたいんです。先ほどからそういう問題も何回取り上げられておりますけれども、余りいまのところは期待できるようなものが具体的に示されておられませんけれども、格段の充実を図るのだよという、そういう期待できるような御構想のアウトラインぐらいはおっしゃっていただけないでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先ほどちょっと申し上げたのでございますけれども、私もどなたもいたしましては、直轄を契機に、先生御指摘のように、いまの施設を抜本的に改善していきたいという強い希望を持っております。

そこで、まず都市における青少年教育施設としての対応を整えていくことが基本でござい

ます。同時に、しかし宿泊施設も持って、全国的な規模の青少年の教育にも対応できる要素を残しつつ、都市の青少年教育施設としての整備を図っていく。そのためには宿泊だけでなく、日帰りその他の研修についてもたえ得るような、そういう機能を持たすということが基本でございまして、そして現実には、あの中の施設をどのようにするかという、まず宿泊棟というのは非常にたくさん低い建物で並んでおりますが、これを整理をして高層化するというのが必要ではないかという御意見が一つございまして。そして、一つはあいた空間に研修施設を十分そこへ整備をしていく。それからもう一つは、スポーツその他の身体活動に使えるような空間、あるいは研修の間にいろいろと余暇を過ごすために適当な空間、そういうものをできるだけ確保していくというふうなことを等についての御意見は出されておるわけでございまして、なお非常に土地利用その他技術的なこともございまして、それから先どういうふうな形でこれをやっていくかについては、なお具体的な案がまだまとまられていないという段階でございまして、先生格段という言葉をお使いいただきましたが、私もその御趣意を体して、センターの施設の整備につきましては、一生懸命取り組んでまいりたいと思う次第でございまして。

○柏原ヤス君 先ほどからいろいろ問題が出ておりますけれども、調査研究協力者二十名が選ばれて、その方の御意見が大いに取り上げられるわけですが、その検討がされていくわけですね。この検討はいつごろまでをめぐらしてはいるか。何か先ほどは、五十六年度の予算に対しては何かまとまりあるものを期待しているというふうな大臣のお話ですが、そういう会をもうつくって検討をやっているんですから、いつごろまでを文部省としてはめぐらしたいと、そういうものがないと、なかなか検討の結論というふうなものは長引くと思うんです。そのめどはどの辺なんでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

建物の整備のためには、やはりまず基本設計であるとか、実施設計であるとか、具体的には建物の構想というものを、まず技術的にいろいろ整理をしながらつくり上げて、それを、規模にもよりますが、年次計画で整備をしていくというのが一般の整備の方向でございまして。

したがって、私も、調査会での御検討の経緯を横で見ながらはございまして、できれば五十六年にいまの単純な調査よりももう一歩前進するところまでの予算を要求し、かつそれが確保できるような方向で一応いまはいろいろと調査会での御検討の進みぐあいを見ているということと、ございまして、五十六年度から直ちに建物の建設に着手するというようなことは、いづれにいたしましてもまだ無理であろうと思っておるわけでございまして。

○柏原ヤス君 その検討されたまとめ、中間でも結構ですし、それ以上のものであればなお結構ですが、御報告をいただけますでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

案がまとまりましたら御報告させていただきますと思います。

○柏原ヤス君 特に宿泊設備について私は強く申し上げたい。

まあ、都市的にいうので日帰りを考えているということをおっしゃっておりますが、やはり私は、ここは宿泊というところに力を入れていただきたい。ああいう古い、泊まりたくないような建物ですから帰ってしまうんですけれども、東京へ出てきて、安くてすばらしいところに泊まれるんだしたら泊まりたいというふうな、やはりそういうセンターの方がいいと思うんですね。そういう点で、何といってもやっぱり宿泊設備というものはしっかりとよくしていただきたいと思うわけなんです。

この間もあそこを拝見させていただきましたけれども、とにかく宿泊部門の老朽化というものはひどいわけですね。本当に、ウサギ小屋ならま

だいい、豚小屋じゃないか、口は悪過ぎるかもしれないけれども、そういう感じにとられるところもあるわけですね。浴室なんか、ここがお風呂入るところかしら、物置かなんかわからないような、そんなような浴室。とにかく、私たち一般の生活がわりあいにぜいたくな生活しております。外国から言えばウサギ小屋なんと言われるような生活をしているという感じが、これから新しい、しかも外国の青少年たちを招くというところにも国際的レベルで考えていかなきゃならないと思うんです。今度つくった建物というものは、そう簡単には建て直しなんということはないわけですから、相当そういう点では考えていただきたい。

人数が現在二千五百人宿泊という非常に規模が大きくて、世界的にもこういう大きな宿泊施設はないと言われているように、数多いことが必ずしもいいとは私は言えないと思います。青少年団体をあそこに収容するのは、どのくらいの人数がよりよい環境の中で受け入れる数かということとは、やはり考えるべきだと思うんですね。そういう点でも、利用の規模というもの、非常に宿泊を居心地よい、また使いやすい宿泊施設にするのには、一つの大事な基準になると思うんです。外国の青少年団体との国際交流、これにも十分こたえられるように、まず全面的な改築を私はぜひしていただきたい。そのようになるとは思いますが、この宿泊設備の程度、いままできている建物の中では国立婦人教育会館が一つの目安になると、こう考えてよろしいものか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

いまのセンターの宿泊定員が二千五百というところで非常に大きゅうございます。そこで、先ほど来いろいろお話し出ております調査会におきましても、宿泊を何人にして、いわゆる研修の機能を何人ぐらいにするかということも、いろんな御意

見がまだ出されておりました、そこが大変御議論がいろいろあるところでございますが、私も施設の有効な利用ということに念頭に置きながら、調査会で一応宿泊定員の妥当なところ、それから日帰りのいろんな利用の妥当なところ等を、どこら辺に押さえないかということについて御結論も出していただきたいと思っております。都市の青少年教育施設の機能を整備するということは当然でございますが、同時に、全国的な規模での青少年教育施設でもございますので、一定の数の宿泊施設は整備をし、先生もおっしゃったように、外国の青年が来ても、そこを気軽に、しかも快適に使えるような宿泊施設を整備するということは、これは当然のことでございます。規模から申しますと、婦人教育会館よりは、青年の数も多ございますし、利用者も場所柄多々ございますので、規模は婦人教育会館よりも大きくなろうかと思っておりますが、私どもは、全体のたまたまというよりは、婦人教育会館に匹敵するようなものにしたいと思っておりますところでございます。

○柏原ヤス君 オリンピックを記念する施設であるという特色、これがございまして。そのために、現在のオリンピック資料館、これは拡充すべきじゃないか。いまはメダルとか、写真程度のものがただ置いてあるだけで、あれをもっと機能的なものにしてほしい、こういう期待を持っております。オリンピック記念館というふうなものをあそこに建設していただきたい、こういうふうに思っておりますが、いかがですか。

【理事高橋富貴退席、委員長着席】
○政府委員（望月哲太郎君） お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のように、オリンピックの関係の資料というものを展示をする、保管をするという形でございまして、私も、あのセンターの中に、やはりオリンピックで金メダルを取られた方々等、スポーツのために活動なさった方々

が、気楽に出入りをされるようなスペースを整備をいたしたい、そしてまたその方々に、実際にオリンピックセンターでの青少年の指導にも当たっていただければ、なおセンターとしても幸いであるということで、今後オリンピックの関係のことにつきましては、単に資料の保管というだけでなく、そういう面まで含めた機能を持たせるように、施設の整備を図る段階でいろいろと検討させていただきますと思っております。

○柏原ヤス君 施設、設備の内容的なことですが、一つには女子の利用も相当あると思っております。そうした女子の利用を配慮した施設、設備、こういうものにしていただきたい。いままでの建物を見ておきますと、そうした配慮が余りされてないんじゃないかという点が使ってみて感ずるわけなんです。男性の方だって、女子を忘れてるわけじゃないかと思いませんか。やはりそうした点は女子の感覚という点か、希望したものの、そういうものがやはり欠ける点があると思っております。また、女子の利用を配慮するためにいろいろ考えていただきたいというところは、やはり女子の意見がどのぐらいこの施設、設備の内容について取り込まれているかどうかと、女子の利用を配慮していただくというだけじゃなくて、男性が利用するところだって、やはり女子の目で見え、女子の感覚でよりよいものにできると思っております。そういう点で、この施設整備に関する調査研究協力者のメンバーを見ますと、全員男性なんです。専門家の方でございますから、男性を私はだめと言っているんじゃないか、女性を私はだめと言っているんじゃないか、これも二十名にしなければならぬんじゃないか、何でも二十名にしなければならぬ、これからの検討もいろいろされていくわけですから、入れるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員（望月哲太郎君） ただいま先生の御意見見拝聴させていただきます、私もそういう点についてやや十分思いが至っていないかと思

うわけでございまして、いまの御趣旨の点は十分検討させていただきますと思っております。
○柏原ヤス君 検討するということはどうなんですか、入れるために検討するのですか。
○政府委員（望月哲太郎君） そのとおりでございます。

○柏原ヤス君 人がいまいせんというふうだったから、私は申し上げたいのですけれども、現に国立の婦人教育会館、あのようになっています。あそこは携わっている方も、またそれに対していろいろ御苦労なすった方もいるのに、何でもこへ入れないのだから、ぜひ入れてください、お願いいたします。

それから、それにつけ加えて、二つには身障児者の利用という点も配慮すべきじゃないか、これからの建物は特にこの面を取り上げていただきたい、新しく建てるのですから。よくここまで細かく気を配ったという、そういうものにしていただくことが非常にうれしいことでございます。この点いかがですか。
○政府委員（望月哲太郎君） 現在国立の少年自然の家、あるいは国立婦人教育会館等を建設するに際しても、その点はいろいろときめ細かく配慮もさせていたしておりますので、今後のセンターの整備の際に当たっても、当然そのことは十分考

○柏原ヤス君 オリンピックセンターの職員の問題についてお尋ねいたしますが、給与については下がないというふうに努力していただきたいう。また努力するということがございます、ぜひそうしていただきたい。努力なんというものがなくて、最善の努力を重ねていただきたいというのを望んでおります。

で、配置転換という問題が起きてくるということが考えられるわけですが、一般的に言って、こうした専門的な職務については、地域との結びつき、青少年団体との人間関係、いろいろな角度から考えますと、できるだけ定着していただ方が望ましいと考えます。また強制的な配置転換は好ましくない、こういう点からお聞きいたしますが、いかがでしょうか。
○政府委員（望月哲太郎君） 職員の転動につきましては、文部省人事一般の方針をいたしまして、本人の希望なり、いろんな事情なりを十分配慮して、実際にやってきておりますので、センターに特殊法人から移ってこられた人たちについても、同様きめ細かい基本的な方針に即して人事をいたしたいと思っておりますので、先生おっしゃったような、強制的な配置転換というふうなことは起きないというふうにお考えいただいて結構であると思っております。

○柏原ヤス君 関連の問題として、公立の青少年教育施設、これについてお尋ねいたします。まず施設の数についてですが、どのくらいあるのかと思っております。文部省で出されている「文部統計要覧」という本を出して調べてみました。そうしますと、青少年教育施設というふうなまとめで数が出されているのは、四十七年度版、これからがまとめられているわけなんです。その数を見ますと、合計で五百九十三というふうに出ております。四十七年、四十八年、そして四十九年、この間はずつと五百九十三という合計で統計が出ています。ところが、五十一年度版になりましたと、七百三十五という合計数で、ぐっと施設の数が増えて、そういう統計でございまして、今度は減っているわけですね。七百三十五が六百一というふうになつております。それから、この五十二年度版の統計の中に、六百一と出ているのは、五十年版というふうに出てくるのかと思つて、もう少し詳しく見てみますと、青年の家の

が、配置転換という問題が起きてくるということが考えられるわけですが、一般的に言って、こうした専門的な職務については、地域との結びつき、青少年団体との人間関係、いろいろな角度から考えますと、できるだけ定着していただ方が望ましいと考えます。また強制的な配置転換は好ましくない、こういう点からお聞きいたしますが、いかがでしょうか。
○政府委員（望月哲太郎君） 職員の転動につきましては、文部省人事一般の方針をいたしまして、本人の希望なり、いろんな事情なりを十分配慮して、実際にやってきておりますので、センターに特殊法人から移ってこられた人たちについても、同様きめ細かい基本的な方針に即して人事をいたしたいと思っておりますので、先生おっしゃったような、強制的な配置転換というふうなことは起きないというふうにお考えいただいて結構であると思っております。

非宿泊型が百十三から百十、三つ減っている。児童文化センターが五十四から四十になっておりますので、十四減っております。それから、その他というのが二百八十八から百七十一に減っているわけですね。こういうふうな施設の数が減つてしまふというのは、一体中身がどういう中身なんだろうかと、こういうふうな疑問を持つわけなんです。その点いかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。

いま非常に詳細な先生数字でございましたが、私も社会教育局で調査をいたしました数字によりますと、五十一年は七百八十六、五十三年は八百二十三というのが青年の家、少年自然の家、児童文化センター等を加えた数でございます。そこで、統計課の方に若干そういう数字の違いもあるもので、どうしたんだろうかということを、念のために調査統計課の方に尋ねてみましたら、「その他」というのがいろいろ青年センターであるとか、青年館であるとか、青年研修所とか、青少年会館、児童文化会館、子供会館等、その「その他」の中で、教育委員会の所管から、いろんな事情で知事部局の方に移管されたものは、調査課の方の統計では対象外になっているのが、一つはその後で少し数字が動いた主な原因ではないかと、このように言っております。そこで、私も、しかしそれは青少年教育施設という観点でいろいろ数字を押さえるのに、やはりそこらのところは余りそういうことで動きが出て困るので、今後はひとつそのらの調査の仕方については、十分連絡をとりながら、いろいろ混乱のないようにしたい。ただききたいと思つておられるところがございます。

○柏原ヤス君 やはりその数の点でもう一点お聞きしておきたいんですが、この文部省の統計要覧の五十二年版で見ますと、青少年教育施設の合計が、四十六年が五百九十三、五十年が六百一といふふうになっております。これは五年間で八カ所ふえたということですね。ところが、青少年教育施設、同じこの施設についての推移というのを、

文部省から別に資料としていただいたんです。それを見ますと、四十一年は百十四、四十七年は三百七十六、五十三年は八百六と、すごい増加をしている数字をいただいたわけなんです。何だかどっちが本当なのかしらと、まあどっちも本当だとおっしゃるでしょうけれども、どうしてこんなに違うんだろうかと、そこで調べてみますと、

統計要覧の方には区分の仕方がこのいただいたのとちよつと違う、「その他」というのがないんですね、この推移でいただいた方は、ところが、文部統計要覧の方には「その他」というところがあるわけなんです。まあそこには違いがあるのかなあ。それから、文部省からいただいたこの推移の数の中には「児童文化センター等」というのが入っているわけなんです。こういうような点が数の上で何かずいぶん違うんじゃないかという感じがとれるわけなんです。これをまああら探しみたいにして申し上げるわけじゃなくて、こうした点、統計上もつと統合性のある、きちんとしたものを出すべきじゃないか。こういうところを見ると、この社会教育、特に青少年教育の施設というのに対して、文部省はどれだけ真剣に取り組んでいるのかしら、取り組んでいただかないから申し上げるんで、こういう数の点でもやはりいいかげんじゃないかというふうな批判も出ると思うんですが、そういう点いかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 先ほども申し上げましたように、若干その統計資料のとり方の差異も、この数字のずれの違いに出ているんじゃないかと思つていますが、その点はまず数字は余りいろいろな数字が出て、混乱のないようにすべく、内部でまず調整をいたしたいと思つております。

それから、青少年教育施設の整備につきまして、私も、公立青少年自然の家、青年の家等の補助金の確保につきましては、現在万全を期しておるところでございます。できるだけ数多く青少年のための施設が、全国各地に整備されますように努力をしてまいりたいと思つておりますし、ま

た、国立の少年自然の家につきましても、現在五つ目が事業開始に間もなく入るわけでございますが、さらに十四カ所を計画設置するために、予算の中でもいろいろと段階を追つて対応しているところでございます。先生に御満足いくように一生懸命努力をいたしたいと思つております。

○委員長(大島友治君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、小巻敏雄君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

○柏原ヤス君 いまのお言葉を申し上げるわけでもありませんけれども、できるだけとか、数多くできるようなんで、いかにも受け身じゃなく、社会教育施設の中でも非常にすぐれている、不十分だと思つて、やはり整備目標とか、整備計画といふものはあるべきじゃないか。あるんですか、ないんですか、その点お聞きいたすわけです。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。実は、一時いろいろと整備計画の問題について検討いたしましたことがございますが、実際に少年自然の家一つをつくるにしても、相当な広い土地と、施設の整備のための経費が必要でございますので、なかなかその計画を立てましても、実際の各県の出てくる御要望との間に、余りにも大きな開きが出て、計画が全く実体的ない計画にもなるうかというところがございますので、まず文部省といたしましては、当面は各県に、あるいは各県を通して市町村に、できるだけ少年自然の家、青年の家の整備に一生懸命取り組んでほしいということをお願いするとともに、出てくる御希望については、現在までのところ、全部補助金を確保するというところで対応して、とりあえず各県で計画されたものが補助金がないために実施できなくなる、実現できなくなるという事態をまず防ぐということから、現在努力をしているところでございますが、なお今後の努力目標といたしまして

で、さらによく検討いたしまして、実際に即しながら、計画的にこういう施設を整備するような方向づけをするような、検討をしてまいりたいと、このように思つております。

○柏原ヤス君 まあ、たとへて試算をしてみたらどうでしょうかと申し上げるんですが、少年自然の家の場合、小学校の高等学、四年生から六年生になるその間に一度この少年自然の家に行かせる、あるいは中学校三年間に一度、こういう考えで全児童、生徒に少年自然の家を利用させよう、できるようにしようと、そうしますと、あとのくらの少年自然の家が必要かと、こういう点文部省としてはどうですか。

○政府委員(望月哲太郎君) 私どもの方の手にてございましては、一応仮に計算いたしましたものといたしましては、小学生の高等学と、中学生が一年一回三泊四日少年自然の家を利用したことはございまして、そういういたしますと、四百八十五カ所必要だといふ数字が出てまいります。そこで、現在設置されておりますのが、国・公立で百四十カ所でございますので、まだ三百四十五カ所不足するといふことに相なるわけでございますが、ちなみに五十五年度の予算では全国から九カ所ぜひのことしうちに補助金をもらつてやりたいという御要望もございましたので、それぞれ単価一億三千九百万円の補助金を支出するということで、九カ所の予算を確保いたしておるわけでございまして、なお、現在いろいろと計画が進行中のものもございまして、五十六年度予算におきまして、それらの点についても支障のないように、まず当面予算の確保に努力をしてまいりたいと思つております。

○柏原ヤス君 この点について大臣の所見をお伺いしておきたいと思つていますが、いま申し上げたような一つの例、そうした整備目標というのをやはり立てて、計画的に整備していくという、こうしたものが大事じゃないか、青少年の教育施設の整備充実、それに対する計画を早急に立てていただ

も同様なことを申し上げましたけれども、まずそこから実際にはやっていたかなければならないんじゃないかというのが、現段階での現実的なところでないかと思っております。

○柏原ヤス君　ところで、今回オリンピックセンターを国立にする、その際の一審問題であった職員の問題ですが、国家公務員にする、その定員として七十八名確保したということをお聞きしております。しかし、その中の二十名は、国立青年の家の定員の中からやりくりして、振りかえてこれに充てる予定だということですが、いまお聞きしたように、青年の家には定まった職員の定数がないと、そのために少ない職員で運営をしているわけですから、その中からまた職員を減らすということは私は納得がいかないわけなんです。その点いかがですか。

○政府委員(望月哲太郎君)　先ほど私が答え申し上げましたのは、青少年教育施設全般ということでお答えを申し上げたわけで、主として地方公共団体がつくっております公立の青少年教育施設について申し上げたわけでございます。

国立の青年の家、少年自然の家につきましては、一応青年の家で三十四名、これは中央青年の家は特別な事情で、設立のときの経緯からそれより多うございますが、一応三十四名、それから少年自然の家は二十二名ということで、一応の定員の基準は設けられておるわけでございます。

そこで、オリンピックセンターの定員を確保するためには、既定の定員の中でやりくりをするという中で、私どもも青年の家の中で、いろいろと外部委託その他の方式によって、対応できる点は何かということ等につきまして鋭意検討いたしまして、現実の指導の面に影響を与えないような形で、定員の振りかえをさせていただいたわけでございます。もちろん、青年の家の側から見たら、ネコの手の欲しいということでございますから、それもちろんです。重々わかるわけでございますけれども、特別な事情でございますので、そういう対応をやむを得ずさせていただいた

ような事情でございます。

○柏原ヤス君　ところで、こうした青少年の社会教育に携わる職員の専門性ということについてですが、社会教育主事、これは除いて、専門職としての養成方法、これが確立されていないわけですが、適切な指導、援助のためには、やはり最新の知識、熟練した技術、これが今後要求されるようになってくるわけですが、この点をどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○政府委員(望月哲太郎君)　お答え申し上げます。まず一つは、私も青少年教育施設の職員につきまして、できるだけ社会教育主事の資格を持った者を配置をしていただくように、各地方公共団体にお願いをしていくのがまず第一義でございます。しかしながら、御承知のように、青少年教育施設が整備されてきつたありますが、まだその中で事業のあり方、プログラムの持ち方等につきましましては、今後実際のいままでの経験を踏まえながら、いろいろと研究をしていただかなければならないこともございますので、絶えずやはり職員の研修なり、あるいは職員に対するいろいろなデータの提供なりということを考えていかなければならないわけでございまして、私どももいたしましては、国立のオリンピック記念青少年総合センターが発足するに当たりまして、連絡、協力、あるいは調査研究の機能を活用しながら、いろいろなデータを関係者に提供していきたい、あわせて研修の場としてもオリンピックセンターを十分その関係の方々にご利用いただくような配慮をしてまいりたいと、このように思っております。

○柏原ヤス君　これは大学局の問題でございますが、将来の展望として大臣にお伺いしたいんですが、青少年教育指導者の養成、研修、これを拡充するために大学の社会教育に関する講座、学科目の整備充実、また開放講座の実施、これを促進する必要がありますか、こう思います。現状、その方向についてお考えになっていらっしゃるのかどうか。また、もう一点は、社会教育指導者の養成を目的とする高等教育機関の設置、これも検討すべきではないかと思いますが、あわせて御意見を承りたいと思っております。

○国務大臣(谷垣重一君)　社会教育の専門職員を養成するためには、いろいろな施設が必要であらうと思えます。また司書の問題もありますし、学芸員の養成の問題もあらうかと思えます。まだ完全に十分にはこれらのものは行われていないわけでございますが、昨年度におきましては九大学に講習を委嘱しまして、千三百八十名が資格を得ることができたわけでありまして、こういうことを御指摘のように計画的に進めてまいりたい、こういうふうに考えております。詳しいことは政府委員の方からお答えをさせていただきます。

○政府委員(望月哲太郎君)　大学局の所管でございますけれども、お答え申し上げます。

最近、各国立大学でも社会教育のためのいろいろな講座を設けるとか、あるいは学校開放、大学開放というものに積極的に取り組もうとかという動きが大変活発になってきております。したがって、私も、私どもも社会教育局の立場では大学局、あるいは大学関係者の御理解をいただきながら、そういう面についての整備が進みますことを期待をしてまいりたいと、このように考えております。

なお、社会教育指導者を養成するための高等教育機関というものを独自に置くかどうかというところは、また別の大きな問題でございますが、現実には、最近司書あるいは学芸員、それからレクリエーションのいろいろな指導者等についての養成を主とする学部、学科等がいろいろと出てきておることも実態でございますので、そういう動きも十分勘案しながら、私どももいろいろと大学教育とのかかわり合いについて検討もしてまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君　あわせてこうした人たちの処遇の点についてお尋ねしますが、この専門職員、指導員、こうした方たちの給与その他の処遇は、一般事務職員あるいは教育職員と比べてどうなっているか。これは国立の施設だけでなく、公立の施設の職員の実態もわかれお示しいただきたいと思っております。

○政府委員(望月哲太郎君)　非常に具体の御質問でございますので、詳細にたいまお答えできるほど数字はございませんけれども、一般的に申し上げますと、たとえば国立の機関でございますと、いわゆる庶務とか、会計とかをやります一般職員と、それから青少年の指導を担当します専門職員と、それらと比べて、専門職員は、大体国立でも、その国立の機関がございましてブロックの各県にお願いをいたしまして、学校の先生から心ある方をお願いをいたしております。したがって、現状を申し上げますと、公立の学校の先生から国家公務員になられる場合に、まず国家公務員と公立の職員との間に若干の差がございまして、やや給与が下がるような実態にございまして、私どもも人事院と協議しながら、できるだけその落ち込みを少なくしたいと思っております。ところで、さきほど申し上げたように、学校でお勤めになっているときから国家公務員になられると、若干のやっぱり減額が起るというのが実態でございます。しかし、それらの方々は、そういうことも踏まえた上で、青年の家でがんばってやろうということでお越しをいただいております。

ただ、国に受け入れる際に、できるだけ配慮をいたしますので、今度は同じ施設の中で働いておる一般職員と専門職員で比べますと、専門職員の方が若干給与はよくなっていると思っております。が、おいでになっている場所と比べますと非常に下がるということと、それから大変仕事がお忙しいということ等もございまして、われわれとしても今後これらの方々の処遇については、いろいろと検討をしましてまいらねばならないと思っております。

公立につきましては、学校の先生からお見えになるときに、どういう身分の扱い方をするかによって、学校の先生の身分で兼ねておいでになる場合と、行政官におなりになる場合とで違うわけ

ございますが、いずれにいたしましても、学校の教員をなさっている場合よりも高くなるということはないんで、できるだけその減が起るような事態がないようにということで、細かいお心遣いをいただくようなお願いをかねがねしているというところでございます。

○柏原ヤス君 教育職員とやはり比較すると差があり過ぎると私は思っております。一方は学校教育、こちらは社会教育。しかし教育に携わっていることについては同じで、むしろ非常に今後期待される社会教育でございます。こうしたことを考えましたときに、少なくとも教育職員の待遇に劣らないと、これにすべきだと、いまそれに努力するというお言葉もございましたので、それに対して大いに期待を持つものでございますが、とにかく積極的な取り組みを望みたいと、こう思います。そうでなければ、やはり待遇をよくしなければ、人材の確保というものはむずかしいと思えます。その点大臣はいかがですか。

○国務大臣(谷垣重一君) 御指摘の問題は私どもの体験・体験と申しますか、実際にいろいろ見聞きをしております。問題だと思っております。文部省もいままでそういう問題を人事院の方へ一生懸命かかって何回かやっておりますが、まだ実現がないというのが現状でございます。したがって、その間いろいろな行政的な配慮をできるだけ、まあ何とかと、あるいは御本人のボランティア的な気持ちに依存しているというところがあるのが現状でございます。それは先ほど申し上げたとおりだと思います。大変残念なところで、何とか是正をしなければならぬと思っておりますが、努力をさせていただきます。大変なかなかむずかしい問題があるようにございますが、努力をさせていただきます。

○柏原ヤス君 ひとつよろしく願います。関連して民間の社会教育の指導者に対する処遇についてお尋ねしますが、オリンピックで入賞した、またメダルを取ったという、こういう方たちがいらっしゃるわけですが、こうした人たちの処

遇というのはどうなっておりますか。

○政府委員(柳川寛治君) 先生御指摘の処遇について、特段の金銭上の問題は余りございませんが、まずスポーツ功労者表彰がございます。世界選手権大会で優勝した者、あるいはその方々を指導された監督の立場の方、あるいはオリンピックで三位までの入賞された方等につきましては、スポーツ功労者としてこれを表彰する。その人たちに全国を巡回していただきまして、特に小、中、高校生にもはで触れ合っていたくというようなこと、あるいは地域住民のスポーツの普及、充実のために御指導賜るということで巡回指導員をお願いしてございます。また、本年度から特にメダリスト等で世界のスポーツ界で活躍された方を、いま各国に二年留学三人、それから一年留学十人の方々に、外国で研さんしていただきまして、わが国のスポーツの水準向上のための指導であると同時に、世界スポーツ界の指導者に育っていただくということで十三人の海外派遣研修を今年度から行っております。たとえば水泳の金メダルの田口君がアメリカに、それからジャンプの笠谷君がオーストリア、レスリングの市口さんもアメリカにというような、この方々三人は二年でございますが、そういう国内、国外での研さんでございます。そのときもただいとおることでございます。あとはそれぞれの方が競技力の向上、あるいは各地での地域住民への国民へのスポーツ振興につきまして指導いただくというような立場では、選手強化事業のコーチになっていただきまして、その部面の体協における謝金補助に對して、国も積極的な補助政策を講じておることとおことたえしていただいております。

○柏原ヤス君 こうしたオリンピック参加選手、国際的にもレベルの高い能力というものを保持しておる方たちであって、こうした能力を学校体育に對して、社会体育というふうに言ってみただけですけれども、この社会体育という、こういうものの水準を引き上げるために、積極的に活用していくべきだと、こういうふうに思います。そのため

には、体育指導者の資格というようなものも問題になると思います。ただ、選手だから、能力があるから指導者の資格があるだろうかとなれば、やはりそこに問題があると思うんですね。そのためにライセンスの問題、またどうして指導者を養成するかという非常にむずかしい問題もあると思えますけれども、今後大きく期待されてくる社会体育というようなものの発展のために、もう少し制度的あるいは系統的な整備、これがされていっていいのではないかと。こういう点で、社会体育の整備という立場から、文部省の構想、こういうものがあつていたらお聞かせいただきたいと思ふんですけれども。

○政府委員(柳川寛治君) 貴重な御指摘をいただきましたが、いま学校体育を別にいたしました。一般の国民の体育・スポーツ活動の指導者の立場にあられる方としては、五十四年度の実態をいたしまして、まず市町村の教育委員会の行政職員として、体育・スポーツの分野を受け持つておる者が約六千人ございます。それから、公共の体育館あるいは競技場等の、いわゆる体育施設に勤務している職員が約五千人ございます。それから、先ほどお話ししましたとおり、派遣社会教育主事としてスポーツを担当する方々が約六百五十人おられます。それ以外に市町村が委嘱いたしました、非常勤の公務員として、体育指導員として地域の住民の方々のスポーツの振興計画、あるいはその推進に当たっていただくという方が四万八千人おられます。それ以外に、民間の指導者の実態は必ずしもつまびらかではございませんが、日本体育協会あるいは山岳会、あるいはスキー連盟等、各競技団体が、指導者としてそれぞれ資格を認定しておられます。その方々が十七万三千人現在延べでおられるということで、これらの方々が、それぞれ地域におかれまして、あるいは職場におかれまして、ボランティアの立場で、あるいはスポーツ施設専任の指導員として、スポーツ活動の指導に当たっておられるということが現状でございます。

先生御指摘のとおり、最近におきますスポーツに対する国民の関心の高まりと、また実践が進んでおります。その面から体育・スポーツ活動の指導者の養成確保、あるいは資質向上が強く要望されている点は御指摘のとおりでございます。そこで、私もいたしまして、この要望にこたえまして、これらの体育・スポーツ活動の指導者を対象といたしました各種の研修会を実施してございまして、その研修会に對して、国なりにそれぞれ補助政策を行うということをいたしております。また、御指摘のとおり、派遣社会教育主事のスポーツ担当に對しましても、給与費の補助等を進めておることでございます。

また、本年度に入りまして、新たに大学局の方で、国立の体育大学創設について準備を進めるといふことをいたしております。この創設する国立体育大学は、主として社会教育指導者の養成を旨とするというこの新しい試みをいま進めておるところでございます。

また、社会体育指導者の社会的信頼を高めるといふ、その上で優秀な指導者の充実に關するということには、いま先生が御指摘のとおり、社会体育指導者に対する資格付与がどうあるべきかという問題がございまして、これにつきましまして、現在資格付与制度のあり方について調査研究会を設けさせていただきまして、この面の研究を進めていくところでございますが、大変なかなかむずかしい問題がございまして、わが国は、すでに各競技団体でこの種の資格認定付与をされておりまして、また体育以外の分野において、特に芸能、文化の分野でも、いろいろな形で免許制度がなされておるというようなことがございまして、これに国がどのようにかかわるかということ、いま各方面の御意見を賜っておりますところでございます。

また、先ほど来御指摘の体育館等につきましまして、体育館の機能は一体どうあるべきかという問題、またそこになんのような人的配置も置かれるべきかという問題がございまして、この辺のことも一

以上でございます。

そこで、その中から三点だけお聞きしたいんで

○説明員（加藤栄一君）御説明いたします。

○柏原ヤス君 何か長期的総合的な施

三、文法 文法とは、言語の規則を指す。文法は、文の構造や意味を決定する重要な要素である。

○説明員（加藤栄一君）御指摘のとおりでござい

て、情報、資料の分析でありますとか、あるいは

○柏原ヤス君　もう一点ですが、青少年行政に關

○説明員（加藤栄一君）現在、確かにそういう御

制定するといふことにつきましては、各都道府県

三十一

また、そういう総合的な機関ということにつき

○柏原ヤス君 最後には大臣に御答弁をお願いする

く、これは最優先で取り組んでいただきたい、こ

ごいませんので、どこかでまとめたものがで

また青少年の問題に対しましての対策の樹立も、

10

政の立場におきまして、これらの問題に対して努

が選任されました。

思います。

「行ふこと」を挙げております。これにつままして

施設等におきましての障害者の方々の利用が可能

に考えております。
ただ、かなり着手をいたしまして進めていられるところもございますけれども、なかなかまだ多くの分野がこれから手をつけていかなければならぬ点があると考えております。

○前島英三郎君 オリンピック記念青少年総合センターにつきましては、当然国連決議に掲げられている考え方に基きまして、こういうものは一つのきっかけが大変必要だと思ふんです。そういう意味では、これが今度、国立という形に移行されていくわけでありまして、この国立ということとを一つのきっかけとして、条件整備を行うべきだと思ふんですが、まず現状はどの程度障害児者たちが使えるような条件整備になっているか、現状を伺いたいと思ひます。

○政府委員(望月哲太郎君) お答え申し上げます。
現センターは、昭和四十年に設置されて、御承知のように、オリンピック東京大会の選手村として利用された施設を転用したものでございまして、当初は身障者に対する配慮は全くございまして、その後、センターでは身障者の利用に配慮いたしまして、構内道路の段差のある場所のスロープ化、一部宿泊棟の出入り口のスロープ化、浴室及び便所の改修並びにスポーツ研修館出入り口のスロープ化等を行つてまいりましたのでございまして、さらに五十三年度には勤労青少年研修館に身障者用の便所を設けるとともに、女子宿泊棟の便所の改修を行い、昭和五十四年度には勤労青少年研修館、大浴場及び宿泊棟、五棟の出入り口のスロープ化並びに宿泊棟十二棟の一階便所の出入り口のスロープ化、さらには宿泊室の配室に当たつても、身障者を一階に配置するなど、いろいろな配慮を現在まで加えてきておるところでございまして。

○前島英三郎君 年間百万人ぐらい利用者があつたというのを先ほど質疑の中で伺つたわけですが、その中でも大変身障者が、特に情報交換の場としますと、東京には正直言ひましてあ

そこしかない。さらにまた、来年はアビリンピックが開催されますが、このアビリンピックでは世界各国から障害者が日本に参ります。その宿泊先はということでも、まずオリンピックセンターというところがあるわけで、候補の中で挙げられているようでありまして、私も年十回ぐらひはあのセンターにいろいろな形で出入りさせていただいておられますけれども、現実にはなかなか車いす、あるいはハンディキャップをたくさん持っている仲間たちにとっては利用しにくい状況であることは間違ひないと思ふんです。

そこで、これを一つのきっかけといたしまして、今後どのような改善計画があるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(望月哲太郎君) 私も今後の計画につきましては、詳細伺つておりませんが、いまのようないろんな御予定があれば、今後直轄化の後に、いろいろ検討もさせていただきたいと思ひます。

なお、施設を将来改造する場合には、十分身障者の利用について配慮いたしまして、たとえば、国立婦人教育会館とか、国立少年自然の家等については、いろいろと細かい配慮をしておりますが、それと同様な配慮をしてまいりたいと思ひます。

○前島英三郎君 周辺の交通事情も、実はオリンピック総合センターの場合には、大変危険な状況でございまして、申だけの条件整備ということではなくて、やはりその周辺の道路事情にも大変問題点もありましようし、その辺も十分所要の配慮をすべきだと思ふんですが、いかがでございましてか。

○政府委員(望月哲太郎君) おっしゃるとおり、道路の問題とか、駅の問題とか、いろいろ私も伺つておりますが、そういうことについても、今後積極的にいろいろな関係者に配慮をお願いしてまいりたいと思ひます。

○前島英三郎君 とにかくオリンピックセンターというものは一つの歴史的なものだけに、い

ろいろな形で四十七都道府県からそれぞれ障害を持った青少年たちが集まる場所とすれば、本当期待するところがこのオリンピックセンターには大変大きいだけに、今後のこの一つの国立をきつかけとしまして、設備改善に十分な努力をしていただきたいと思ひます。

オリンピックセンターだけ改善して、学校の方は放つておくというのでは、どうも文部行政としての一貫性を欠くことにならうかと私は思ひますので、以前学校施設設計指針について質問して、普通学校における障害児のための配慮につきまして、指針の中に盛り込んでいただいたところは大変私はいそいそ思つております。ところが、これが現場の教育委員会がこれをよく知らない。一体そんなものがいつできたんだというふうな問い合わせがずいぶんございまして、そういう事実もございまして、もっと周知徹底を図る必要があるのではないかと思ふんですが、その辺はいかがでございましてか。

○政府委員(三角哲生君) 御指摘でございまして、私もどもどもこれは十分な周知徹底をさせたいというふうに思つております。それで、先生の御意見を踏まえて改正をしたわけでございまして、改正をした際には、私どもは各都道府県に対してこの趣旨について通知を行うと同時に、全市町村に各一部ずつ設計指針の新版をつくりまして、実は送つてあるわけなんですけれども、今後ともこの新指針の内容については、都道府県の担当者との連絡会議その他を通じて、徹底を図つてまいりたいというふうに考える次第でございまして。

○前島英三郎君 なかなか徹底といひましてもむづかしい問題もあるかと思ひますが、今後はそういうことのないようにひとつお願いをしたいと思ひますが、障害を持った父親が普通学校に入れたていただいた。そうすると校長先生とその問題を話す。それから、それぞれの市教育委員会なり、県の教育委員会なりに問い合わせしますと、そういうものは聞いておらぬということになりますか

ら、行つたり来たり大変でございまして。実際、管轄協会では、身体障害者の利用を考慮した設計資料というふうなものもあるんですから、たとえば歩行困難な子供さんたちにとっては、どういう設備をすればいいかというふうなことは、一目瞭然でわかるという資料もあるわけでありまして、それから、そういう意味では、こういう資料をさらに添付していただいて、今後障害児が普通学校の中で学ぶ前に、それぞれの設備配慮ということを検討していただきたいと思ひます。

学校施設の改善が進めば、障害を持った児童、生徒がもっと普通学校で学べるようになるわけでありまして、現に普通学校の中で学ぶ障害児とそのクラスメートの生き生きとした姿に私もしばしば接して、障害児と一緒に学ぶことのメリットということを実際目にするところがあるわけですが、でも、大臣は養護学校の方は御視察なさつたと思ひますが、一般学校の中で障害児たちが学んでいるというところには、御視察になつたことがございまいしょうか。

○国務大臣(谷垣一君) 私は、社労に長くおりましたので、実はときどき見させていただいております。

○前島英三郎君 そこで大臣は、実は参議院本会議での私の代表質問に對しまして、特殊教育諸学校と普通校との交流を積極的に進めたいと御答弁いただきました。具体的には交流という問題、どのように計画をお持ちでございまいしょうか。

○国務大臣(谷垣一君) 御存じのように、特殊教育校に對します指導要領、これには交流に努めろということが書いてあるわけでございまして、また、一般の小・中学校に對しましても、その旨を申してきておるわけでございまして、学校によりましては、指定をいたしまして、特に交流をするようなことをやらしておると、こういう状況でございまして。交流のやり方はいろいろあるようでございますし、これはそれぞれ研究もして、考えてやつてくれているようであります。運動会を一緒にやつたり、あるいはピクニックを一緒にしたり、

いろんな形があるようでございます。

○前島英三郎君　そういう意味では、なるべく健康な子供たちと、養護学校で学ぶ子供たち。養護学校の義務化ということが隔離教育であつてはならないと思ひますので、運動会あるいは文化祭、学園祭あるいは遠足、また青少年オリンピックセンターを利用するような、そうした一つの集いみたいなものに、やはり交流というものを積極的に文部省で指導していただきたいと思ひます。

実は、先般もある高等学校で千人ぐらゐの皆さんの前でお話ししたときに、車いすにさわつたことのある人ということを手を願ひましたら、たつた三人しかいないというような状況でございす。特に人間関係というのは、そのボランティア——奉仕活動の中に、総理の言ういわゆる日本型福祉の精神もあるかと思ひますので、そういう意味ではできる限り交流ということを文部大臣ひとつ率先して指導していただきたいことを心からお願ひをいたします。

オリンピックセンターの施設改善をするということは、青少年の教育、スポーツ等において障害を持った青少年とそうでない青少年とのインテグレーション、いわゆる統合ということを進めるという考え方が背景にあると思ひます。学校教育においても、交流から今後は一歩前進していただきまして、統合教育ということに積極的に踏み出していただきたと思ひますが、時期尚早というふうにお考えなのか、今後さらにそれは一歩も二歩も進めて考えていらつしやるのか、伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣一君)　先生の御意見は敬意をもって拝聴しておりますが、これはもう少し、私は先ほど申しましたような交流を続けてやつていくということ、それから養護教育の義務化が一年の経過を持ったわけでございます。そういうところで、もう少しいろんな問題が出てまいりましょうし、いまのところ私たちは心身の状況に応じた形でやつていくということ

で、いま指令を出してあるわけでございますが、いま先生のおっしゃるような趣旨の一歩先へ進んだものを、これはもう少し時間をかけないといかないんじゃないかと私は思つております。

○前島英三郎君　オリンピックセンターなどを部分的に改善して、そういう場しか交流の場がないというのも大変さびしい気がしますが、そこにノーマライゼーションという思想も当然入つてくるだろうと思ひますが、オリンピックセンターなどでは、どうぞおいでくださいと言つておきながら、学校は別々ですよというのはどうも納得がいかない、そういう気がするわけなんです。どうしようか、昨年養護学校が義務制になりました、普通学校から養護学校に転校という児童、生徒もいらつしやるでしようし、さらにまた、養護学校から普通学校に転校という児童、生徒もいらつしやると思ひますが、その辺は数値的な把握がございましょうか。

○政府委員(諸澤正道君)　昨年の四月に養護学校を義務制にしました際に、前年度に比べますと百五十校ぐらゐふえたわけですね。そこで、従来普通学校におつた障害児が養護学校に転校してくるというその数が、大体九千人ぐらゐ、小・中学校合算ですとございしますが、逆に、それじゃ養護学校から普通学校へ行つた子がどのぐらゐいるかというの、ここにちよつと数字はないんですけれども、一般的に考えますと、その時点でどつと普通学校へかわつたということは考えられないわけですね。ただ、現在の小・中学校と養護学校の交流の実態というのを考えますと、一年間を通じて考えますと、たとえば、病虚弱ということで、病虚弱対象の養護学校に行つてゐる子供さんというふうなものが、健康が回復したから普通学校へ行く、逆に、普通学校へ行つてゐる子供さんが、何らかの障害があつてやつぱり養護学校へ行く、こういうあれがございしますから、そういう数を昭和五十三年度の年間を通じて見ますと、小・中学校から養護学校へ転学した児童、生徒が六千三百人、それから逆に養護学校から小・中学校へ

転学した児童、生徒は四千三百三十四人、こういう数字になっております。

○前島英三郎君　就学猶予、免除から学籍を得るということもまた大きなシェアになつてゐるわけですが、これも、この児童、生徒の数と、そのうち訪問教育の対象となつてゐる子供というののほどにいろいろあるか、ちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(諸澤正道君)　これは、義務制前はいろいろ猶予、免除という子供が約一万人いたんですね。これが義務制になりました、三千人ほどに減つたわけですね。それでそのうちの相当部分は訪問教育の対象になつてゐますから、五十四年度の年度当初で言いますと、訪問教育の対象になつてゐる者が七千三百三十一人ということになつております。

○前島英三郎君　私の印象としては、一方で、普通学校から障害児を養護学校に転校させる、一方で、新たに学籍を得たはずの子供たちのうち、かなりの部分が訪問教育になつてしまふ。その訪問教育というそのものも一週四時間程度の教育しか現実には受けてゐない。五体満足の子供には五体満足という武器がある。その子供たちにとつては大変な教育環境が叫ばれてゐるんですが、教育でカバーしなければならぬハンディキャップを持った子供たちにとつて、まだまだそういう意味でのおくれというものが、それからまた軽視されている部分というの、大変あるのではないかと、いうふうに思ひます。いすれにいたしましても、分離を進めるための義務制の実施であつてはならないというように思ひますので、今後大臣のおっしゃるとおりになるべく交流を——別に教室での交流でない部分で、こうした青少年オリンピックセンターみたいなものが国立になった、それから、少年自然の家みたいなものが全国で百四十カ所ある、さらに四百何カ所も必要とされるという現状の中においても、こういうところがやはり交流の場として、今後大きく育つていただきたいことを心からお願ひをいたします。最後にその問題で大臣からお答えをいただきます。

して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣一君)　御指摘を受けました問題は、これは私たちも十分に心をして、その進展を考えていかなければならない、このように考えております。

○前島英三郎君　どうもありがとうございます。

○委員長(大島友治君)　この際、委員の異動について御報告いたします。本日、粕谷照美君及び安永英雄君が委員を辞任され、その補欠として吉田正雄君及び広田幸一君が選任されました。

○委員長(大島友治君)　他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君)　御異議ないと認めます。前田勲男君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、討論に先立ち、本修正案を議題といたします。前田君。

○前田勲男君　私は、ただいま議題となつておりますオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

修正案の案文につきましては、お手元に文書で配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

修正案の趣旨は、この法律の施行に伴ひ、オリンピック記念青少年総合センターの解散する日が昭和五十五年四月一日を経過いたしましたので、同センターの解散に伴つて、文部大臣の決算等が必要となる事業年度を、昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に改めようとするものであります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

す。
○委員長(大島友治君) それではこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○勝又武一君 私は、日本社会党を代表し、オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案に対して、反対の討論を行うものであります。

特殊法人オリンピック記念青少年総合センターを解散し、これを国の直轄機関とすることは、行政改革の実質を欠いており、政府がこれを経費節減のための行政改革の一環であるかのごとく言うことは、国民を欺くものであります。これが反対理由の第一であります。

確かに、特殊法人としての役員給与費がなくなる等、経費の節減が実現するかのようでありますが、実際は見るべき経費の節減がいばかりでなく、直轄化が今後国の行政機構の肥大につながるなどの保証は全くないのであります。

また、臨時行政調査会の示した政府関係機関の統廃合基準に照らしてみても、オリンピックセンターの廃止は、客観的な基準によって行われるものではなく、いわば行政側の都合による恣意的な措置と言わざるを得ないのであります。

反対理由の第二は、国立移管に伴い、社会教育の中核機関がでさがることになり、自主的でなければならぬ社会教育が、国の指導に基づく画一化の方向に進むおそれが大きくなることにあるからであります。

社会教育の振興のための国の任務は、教育基本法、社会教育法の趣旨にのっとり、諸条件の整備確立を図ることにあります。また、社会教育の重要性は、自発的、自主的な活動を生かしていくところにあります。

なお、国・公立の青年の家、少年自然の家等の連絡、協力等を行う必要があるといたしましても、この任務は国立の機関が行うことより、特殊法人でも行い得るし、また、特殊法人の方がより

適切であるとも言えるのであります。この点からも、今回の国立移管の措置は説得力に欠け、根拠はきわめて薄弱であると言わざるを得ないのであります。

反対理由の第三は、国立移管に伴う職員処遇の問題があるからであります。

本日の質疑でも明らかにしましたように、特殊法人オリンピックセンターの果たしてきた歴史的な役割りはきわめて大きく、高く評価をされており、この間における職員諸君の並み並みならぬ努力を無にしてはならないのであります。その意味で、本日も確認されました職員の雇用、労働条件等の切りかえ措置について十分な配慮がなされるべきことを要すると思っております。

なお、百万人を超える年間利用者のうちの多くの方々及び二千以上の団体が、特殊法人オリンピックセンターの廃止に反対の署名を行っているのであります。政府はこの批判を謙虚に受けとめるべきだと思います。

以上の観点から、私は本法案と修正案に強く反対し、私の討論を終わるものであります。(拍手)
○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、オリンピック記念青少年総合センター解散法案並びに修正案について反対の討論を行います。

この法案は、五十二年の第八十四回国会に提出されて以来、すでに三回にわたり廃案となったものであります。

この事実、本法案が国民の合意を得がたい内容を含んでいるということを端的に示しており、政府は本来法案を撤回して出直すべきなのであります。

本法案に反対する第一の理由は、二年有余に及ぶ審議を通じて、国立オリンピックセンターの将来構想が、予算の面でも、人員の点でも、また機構においてもいまだ明らかに不十分でないこととす。解散させて国立化し、その後のことは政府に任せるといふ態度は、国会を軽視するものにほかなりません。また、将来構想を明らかにしないまま、国立化を図ろうとするのは、年間百万人を超

えるセンターの利用者や、職員諸君の声を無視するものであり、断じて容認できないところであります。

第二は、センターの国立化が国民が望む民主的な行政改革とは言えないということであり、今回の国立化は行政改革の一環として行われたのだと説明されておりますが、政府みずからの行政改革の基準に照らしても、何一つ該当していないと言わざるを得ません。さらに、特殊法人として設立された経緯や、当時の政府見解とははなだしく矛盾しているのであります。

第三は、社会教育への国家統制、官僚統制の可能性を持っている点についての危惧も払拭されてないこととあります。設立当時の政府見解でも明白なように、センターが国立でなく特殊法人として設立されたのは社会教育への国家統制を危惧したためであります。国家統制の可能性については、二年有余にわたる審議を通じて再三指摘されたところであり、政府の答弁では、国家統制にかならないという保証は全く得られていません。センターの運営審議会の構成、選出方法が文部省の意のままに行われること一つとみて、このことは明白であります。

以上、三点にわたって反対の理由を述べましたが、最後に私は、今日までオリンピック記念青少年総合センターを長年困難な中で支え、社会教育の発展に尽くしてきた職員諸君の並み並みならぬ努力に心から敬意を表しつつ、将来にわたって職員的生活権、権能が十分保障されることを強く要求して、私の反対討論を終わります。

○委員長(大島友治君) 他に御発言もないようです。から、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

まず、前田君提出の修正案を問題に供します。前田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大島友治君) 多数と認めます。よって、前田君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大島友治君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

高橋君。
○高橋君 私は、ただいま可決されましたオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、青少年教育の重要性にかんがみ、次の事項について遺憾なきを期すること。

一 国立オリンピック記念青少年総合センターの運営については、教育基本法及び社会教育法の精神を遵守し、国民の自発的な学習が保障されるよう配慮すること。
二 同センターの運営にあたり、各界及びセンター利用団体の意見が反映されるよう適正な機構・運営の確保について配慮すること。

三 同センターの運営にあたり、従来からセンターを利用している団体が引き続き利用できるよう配慮すること。
四 オリピック東京大会を記念した特殊法人オリンピック記念青少年総合センター設立の趣旨が生かされるよう特段の配慮を行うこと。

五 特殊法人オリンピック記念青少年総合センターの解散にあたり、センター職員の処遇については万全の措置をとること。

右決議する。

以上でございます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（大島友治君） ただいま高橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大島友治君） 全会一致と認めます。よって、高橋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、谷垣文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣（谷垣專一君） ただいまの御決議につきましては、御趣旨を体して今後努力をいたしたいと考えております。

○委員長（大島友治君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

〔参照〕

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案に対する修正案

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案の一部を次のように修正する。

本則第二項中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十五年四月一日」に改める。

昭和五十五年四月二十三日印刷

昭和五十五年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局